令和4(2022)年度 第1回 栃木県生活交通対策協議会 次第

日 時: 令和4(2022)年6月8日(水) 14:00~

場 所:栃木県庁本庁舎6階大会議室1

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 議 題

【協議事項】

- (1) 令和5(2023)年度地域間幹線系統確保維持計画の策定について
- (2) 「とちぎの公共交通」(令和3(2021)年度版)の発行について

【説明事項】

- (1) 栃木県 ABC プロジェクトの推進について
- (2) 交通事業者を対象とした支援事業について
- (3) 栃木県地域公共交通計画(仮称)の策定について
- 4 その他
- 5 閉 会

【配付資料】

咨判 1_1	今和5(2023)年度地域間幹線系統確保維持計画の策定について
	一つがけらし/リノン/ 447会 切けりは1月124歳の金金田がは1大家は4分を11回じ/フタンドしこ フレンし

- |資料 1-2 | 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱
- |資料 1-3 | 令和 5 (2023) 年度運行事業者と対象系統、対象市町一覧
- 資料 1-4 住民意見
- 資料 1-5 地域間幹線系統確保維持計画(関東自動車株式会社)
- |資料 1-6 | 地域間幹線系統確保維持計画(ジェイアールバス関東株式会社)
- |資料 1-7 | 地域間幹線系統確保維持計画(日光交通株式会社)
- |資料 1-8 | 地域公共交通確保維持改善事業・事業評価について
- |資料 2 | 「とちぎの公共交通」(令和3(2021)年度版)の発行について
- |資料 3 | 栃木県 ABC プロジェクトの推進について
- 資料 4 交通事業者を対象とした支援事業について
- |資料 5 | 栃木県地域公共交通計画(仮称)の策定について

栃木県生活交通対策協議会設置要綱

(名称及び目的)

第1条 県内における生活交通の維持、改善及び充実を図り、持続可能な生活交通ネットワークの構築に必要な協議を行うために、栃木県生活交通対策協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議事項)

- 第2条 協議会は、次の事項について協議を行う。
 - (1) 一般乗合旅客自動車運送事業(以下「乗合バス」という。)に係る路線の休止又は廃止の申出に伴う対応に関すること。
 - (2) 生活交通に係る支援に関すること。
 - (3) 栃木県バス運行対策費補助金交付要領(以下「国庫協調補助要領」という。)第 2条第4号及び栃木県生活バス路線維持費補助金交付要領(以下「県単補助要領」 という。)第2条第4号に規定する生活バス路線の指定に関すること。
 - (4) 国庫協調補助要領第18条第1項及び県単補助要領第18条第1項に規定する 特定課題系統の選定に関すること。
 - (5) 国庫協調補助要領第19条第4項及び県単補助要領第19条第4項に規定する 改善計画の承認に関すること。
 - (6) 生活交通の維持、改善及び充実等に係る広域的な取組に関すること。
 - (7) その他、生活交通の維持、改善及び充実等に必要な事項に関すること。

(構成)

- 第3条 協議会は、別表1の委員によって構成する。
- 2 協議会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求めることができる。

(会長及び副会長)

- 第4条 協議会に、会長及び副会長を置く。
- 2 会長は栃木県県土整備部長を、副会長は国土交通省関東運輸局栃木運輸支局長をもってあてる。
- 3 会長は協議会を代表し、会務を統括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議等)

- 第5条 会長は、必要に応じて協議会を招集するものとする。
- 2 協議会の議長は、会長が行う。
- 3 会長は、必要に応じて関係者からの意見を聴くことができるものとする。
- 4 協議会は、委員の二分の一以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 5 協議会の議事は、別段の定めがある場合を除き、出席委員の過半数をもって決し、 可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 協議会の会議、議事録要旨及び資料は原則公開とする。ただし、栃木県情報公開条例(平成11年栃木県条例第32号)第7条各号に定める情報に該当するものと認めら

れる事項を審議する場合及び会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生じると認められる場合はこの限りでない。

(分科会)

- 第6条 協議会には、次に掲げる事項の協議を行わせるため、分科会を置く。
 - (1) 第2条第1号に規定する路線の休廃止に関すること。
 - (2) 第2条第3号に規定する生活バス路線指定に関すること(関係者(この号において、知事及び関係市町村長をいう。)間で、国庫協調補助要領第2条第4号又は県 単補助要領第2条第4号の意見が一致しない場合に限る。)。
 - (3) 第2条第5号に規定する改善計画の承認に関すること(別表2に掲げる委員間の意見が一致しない場合に限る。)。
 - (4) その他、会長が分科会での協議が適当と認める事項に関すること
- 2 分科会は、別表2の委員によって構成する
- 3 分科会に、座長及び副座長を置く。
- 4 座長は、栃木県県土整備部交通政策課長を、副座長は国土交通省関東運輸局栃木運輸支局企画輸送部門首席運輸企画専門官をもってあてる。
- 5 座長は分科会を代表し、会務を統括する。
- 6 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるときはその職務を代理する。
- 7 分科会は、必要に応じて座長が招集する。
- 8 座長は、必要に応じて関係者からの意見を聴くことができるものとする。
- 9 協議会は、分科会の決定事項を協議会の決議とすることができる。

(その他の協議)

第7条 会長は、別途必要に応じて、関係者による協議の場を設けることができる。

(事務局)

第8条 協議会の事務局を栃木県県土整備部交通政策課に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成13年2月19日から施行する。

附則

この要綱は、平成18年10月31日から施行する。

附即

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附則

- この要綱は、平成30年9月10日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成31年1月24日から施行する。 附 則
- この要綱は、令和元年9月11日から施行する。

(別表1)

栃木県生活交通対策協議会構成員

- · 栃木県県土整備部長
- 国土交通省関東運輸局自動車交通部長
- · 国土交通省関東運輸局栃木運輸支局長
- ・県内市町村生活交通担当部長(ただし、担当する部がない場合は、担当課長とする。)
- ・一般社団法人栃木県バス協会専務理事
- ・一般社団法人栃木県タクシー協会専務理事
- 県内一般乗合運送事業者乗合担当部長
- · 栃木県交通運輸産業労働組合協議会議長

(別表2)

栃木県生活交通対策協議会分科会構成員

- 栃木県県土整備部交通政策課長
- 国土交通省関東運輸局栃木運輸支局企画輸送部門首席運輸企画専門官
- 関係市町村生活交通担当課長
- ・一般社団法人栃木県バス協会専務理事
- 関係一般乗合運送事業者乗合担当課長

栃木県生活交通対策協議会委員名簿

R4(2022).4.1現在

No.	所 属	役 職	備 考
1	栃木県	県土整備部長	会 長
2	関東運輸局	自動車交通部長	
3	関東運輸局栃木運輸支局	支局長	副会長
4	宇都宮市	総合政策部長	
5	足利市	生活環境部長	
6	栃木市	生活環境部長	
7	佐野市	市民生活部長	
8	鹿沼市	市民部長	
9	日光市	建設部長	
10	小山市	都市整備部長	
11	真岡市	総合政策部長	
12	大田原市	市民生活部長	
13	矢板市	市民生活部長	
14	那須塩原市	市民生活部長	
15	さくら市	総合政策部長	
16	那須烏山市	まちづくり課長	
17	下野市	市民生活部長	
18	上三川町	地域生活課長	
19	益子町	総務部長	
20	茂木町	企画課長	
21	市貝町	企画振興課長	
22	芳賀町	建設産業部長	
23	壬生町	総務部長	
24	野木町	産業建設部長	
25	塩谷町	企画調整課長	
26	高根沢町	地域安全課長	
27	那須町	ふるさと定住課長	
28	那珂川町	総務課長	
29	(一社)栃木県バス協会	専務理事	
30	(一社)栃木県タクシー協会	専務理事	
31	関東自動車㈱	路線バス部部長	
32	ジェイアールバス関東㈱	取締役運輸営業部長	
33	日光交通㈱	専務取締役	
34	東武バス日光㈱	取締役運輸統括部長	
35	しおや交通㈱	代表取締役	
36	足利中央観光バス㈱	代表取締役	
37	栃木県交通運輸産業労働組合協議会	議長	

令和5(2023)年度地域間幹線系統確保維持計画の策定について

1 概要

地域間幹線系統確保維持計画は、国の「地域公共交通確保維持改善事業」にあるメニューのひとつである「地域間幹線系統確保維持補助金」の交付を受ける際に必要な計画であり、協議会で計画を策定し、国土交通大臣に申請するもの。

2 令和5(2023)年度計画の概要

事業者名	運行 系統数	うち みなし系統	計画に基づく 国庫補助額(千円)
関東自動車株式会社	26	5	105, 917
ジェイアールバス関東株式会社	1	0	5, 973
日光交通株式会社	2	1	1,865
合計	29	6	113, 755

3 主な補助要件

- ・ 路線定期運行に係るもの。
- 複数市町にまたがるもの。(平成13年3月31日時点で判定)
- ・ 1日当たりの計画運行回数が3回以上のもの。
- ・ 次のいずれかへの需要に対応して設定されるもの。
 - ① 広域行政圏の中心市町村への需要
 - ② 都道府県所在地への需要
 - ③ 広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されていると協議会が認めたものへの需要
 - ※ 旧氏家町、旧西那須野町について、③に該当するものとして取り扱う

4 みなし系統について

複数の類似系統があり、以下の基準に該当する場合、同一の補助系統とみなされる(みなし系統)。

主系統のキロ程が	主系統と異なる区間のキロ程が <u>1 km 以内(※)</u> のもの
10km 未満	(※)協議会が認める場合、「2km以内」に読み替え
主系統のキロ程が 10km 以上	主系統と異なる区間のキロ程が主系統のキロ程の <u>10%以内かつ 10km 以</u> <u>内(※)</u> のもの
TOKIII 以工	(※)協議会が認める場合、「20%以内かつ 20km 以内」に読み替え

【令和5年度計画におけるみなし系統】

事業者名	主系統	みなし系統
		JR 宇都宮駅~篠井ニュータウン~日光東照宮
	JR 宇都宮駅~日光東照宮	JR 宇都宮駅~篠井ニュータウン~JR 日光駅
関東自動車		JR 宇都宮駅~JR 日光駅
	JR 宇都宮駅~今市車庫	JR 宇都宮駅~篠井ニュータウン~今市車庫
	駒生営業所~屋板~上三川車庫	駒生営業所〜健康の森〜上三川車庫
日光交通	鬼怒川温泉駅~イオン今市	鬼怒川温泉駅~下今市駅

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱 | 抜粋

平成23年	3月30日	日 国総計第	9	7号
		国鉄財第3	6	8号
		国鉄業第1	0	2号
		国自旅第2	4	0号
		国海内第 1	4	9号
		国空環第 1	0	3号
平成23年	5月27日	日 国総計第	1	4号
		国空事第 1	1	8号
平成23年	7月22日	日 国総支第		4号
		国自旅第	1	1号
平成23年	9月30日	日 国総支第	2	0号
		国自旅第	5	0号
平成24年	3月30日	日 国総支第	6	0号
		国自旅第2	0	1号
		国空環第	9	1号
平成24年	4月16日	日 国総支第		7号
		国自旅第	3	6号
平成24年	11月19日	日 国総支第	4	3号
		国自旅第3	2	5号
平成25年	5月 8日	日 国総支第		8号
		国鉄事第	2	8号
		国自旅第	2	1号
		国海内第		0号
平成25年	7月19日		3	5号
		国自旅第		0号
平成26年	3月28日			7号
		国鉄都第1	3	1号
		国鉄事第3		
		国自旅第6		
		国海内第		3号
		国空環第		4号
平成26年	• -			2号
平成27年	4月 9日			5号
		国鉄都第1		
		国鉄事第3		
		国自旅第3		
		国海内第 1		_
		国空環第	9	1号

```
平成28年 3月31日 国総支第 60号
             国鉄都第127号
             国鉄事第470号
             国自旅第407号
             国海内第136号
             国空事第7235号
             国空環第 76号
平成28年11月28日 国総支第 45号
             国鉄都第 75号
             国鉄事第200号
             国自旅第210号
             国海内第109号
             国空環第 56号
平成29年 6月 9日 国総支第 15号
             国鉄都第 38号
             国鉄事第 57号
             国自旅第 51号
             国海内第 39号
             国空事第208号
平成29年 8月 2日 国総支第 31号
             国自旅第103号
平成30年 4月19日 国総支第 68号
             国鉄都第195号
             国自旅第308号
             国海内第195号
             国空事第1111号
平成30年10月25日 国総支第 33号
             国総安政第65号
平成31年 2月25日
            国総支第 46号
             国鉄都第128号
             国鉄事第324号
             国自旅第249号
平成31年 4月24日 国総支第
                   1号
             国自旅第 2号
令和 2年 2月 5日
            国総地第 57号
             国総交第 97号
             国鉄都第111号
             国鉄事第361号
             国自旅第253号
令和 2年 4月 2日 国総地第 80号
```

国鉄都第265号 国自旅第334号 令和 2年 6月22日 国総地第 33号 国総安政第22号 令和 2年 7月 1日 国総地第 34号 国総モ第 16号 国鉄事第 87号 国自旅第 78号 国海内第 29号 国空事第414号 令和 3年 2月16日 国総地第 96号 国鉄事第633号 国自旅第406号 国海内第208号 国空事第1627号 令和 3年 4月 5日 国総地第121号 国自旅第504号 国海内第234号 国総地第 61号 令和 4年 2月15日 国鉄総第385号 国鉄都第155号 国自旅第462号 国自技環第158号 国海内第272号 令和 4年 2月18日 国総地第 63号 国鉄事第632号 国自旅第468号 国海内第275号 国空事第1317号 令和 4年 3月29日 国総地第 75号 国自旅第516号

地域公共交通確保維持改善事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)及び同法施行令(昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。)並びに離島航路整備法(昭和27年法律第226号)及び同法施行規則(昭和27年運輸省令第71号)その他の法令及び関連通知のほか、この要綱の定めるところによる。

目次

- 第1編 共通事項(第1条-第3条)
- 第2編 地域公共交通確保維持事業
 - 第1章 陸上交通(第4条-第25条の16)
 - 第1節 地域間幹線系統確保維持費国庫補助金
 - 第2節 地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金
 - 第3節 車両減価償却費等国庫補助金
 - 第4節 公有民営方式車両購入費国庫補助金
 - 第5節 貨客混載導入経費国庫補助金
 - 第2章 離島航路(第26条-第58条)
 - 第1節 総則
 - 第2節 離島航路運営費等補助金
 - 第3節 離島航路構造改革補助金
 - 第3章 離島航空路(第59条-第73条)
- 第3編 地域公共交通バリア解消促進等事業
 - 第1章 バリアフリー化設備等整備事業 (第74条 第91条)
 - 第2章 利用環境改善促進等事業(第92条一第97条)
 - 第3章 鉄道軌道安全輸送設備等整備事業 (第98条-第105条)
- 第4編 地域公共交通調査等事業
 - 第1章 地域公共交通調査事業(第106条-第123条)
 - 第1節 地域公共交通計画策定事業
 - 第2章 地域公共交通利便增進事業 (第127条一第132条)
 - 第1節 利便增進計画策定事業
 - 第2節 利便增進計画推進事業
 - 第3章 地域旅客運送サービス継続推進事業(第132条の2-第132条の7)
 - 第1節 運送継続計画策定事業
 - 第2節 運送継続計画推進事業
 - 第4章 地域公共交通バリアフリー化調査事業
 - 第1節 移動等円滑化促進方針策定事業(第133条一第135条)
 - 第2節 移動等円滑化基本構想策定事業 (第136条一第138条)

第1編 共通事項

(目的)

第1条 この補助金は、生活交通の存続が危機に瀕している地域等において、地域の特性・実情に最適な移動手段が提供され、また、バリアフリー化やより制約の少ないシステムの導入等移動に当たっての様々な障害の解消等がされるよう、地域公共交通の確保・維持・改善を支援することを目的とする。

(定義等)

- 第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。
 - 一 「生活交通確保維持改善計画」とは、地域公共交通の確保・維持・改善のために、 都道府県、市区町村、交通事業者若しくは交通施設の管理者等からなる協議会(第 3条第2項を除き、以下「協議会」という。)又は都道府県若しくは市区町村が、地 域の生活交通の実情のニーズを的確に把握しつつ、当該協議会での議論を経て策定 する地域の特性・実情に応じた最適の移動手段の提供、バリアフリー化やより制約 の少ないシステムの導入等移動に当たっての様々な障害の解消等を図るための取組 についての計画をいう。
 - 二 「地域公共交通確保維持事業」とは、地域公共交通の存続が危機に瀕している地域において地域の特性・実状に最適な交通手段を確保・維持するために、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号。以下「活性化法」という。)第5条第1項に規定する地域公共交通計画又は生活交通確保維持改善計画(当該計画に代えて策定される離島航路確保維持計画及び離島航空路確保維持計画を含む。)に基づいて実施される事業をいう。
 - 三 「地域公共交通バリア解消促進等事業」とは、バリアフリー化やより制約の少ないシステムの導入等移動に当たっての様々な障害の解消等を図るために実施される事業であって、「バリアフリー化設備等整備事業」、「利用環境改善促進等事業」及び「鉄道軌道安全輸送設備等整備事業」をいう。
 - 四 「バリアフリー化設備等整備事業」とは、公共交通機関における高齢者・障害者等の移動に係る利便性及び安全性の向上の促進等を図るために生活交通確保維持改善計画(当該計画に代えて策定される生活交通改善事業計画を含む。)に基づいて実施される事業をいう。
 - 五 「利用環境改善促進等事業」とは、バリアフリー化されたまちづくりの一環としてより制約の少ないシステムの導入等地域公共交通の利用環境改善を促進するために生活交通確保維持改善計画(当該計画に代えて策定される生活交通改善事業計画を含む。)に基づいて実施される事業をいう。
 - 六 「鉄道軌道安全輸送設備等整備事業」とは、鉄道及び軌道による輸送の安全を確保するために生活交通確保維持改善計画(当該計画に代えて策定される生活交通改善事業計画を含む。)に基づいて実施される事業をいう。
 - 七 「地域公共交通調査事業」とは、次のいずれかに掲げる事業をいう。
 - イ 地域公共交通確保維持事業又は地域公共交通バリア解消促進等事業による補助 を受けようとする事業について定める生活交通確保維持改善計画等の計画を策定 するために必要な調査を行う事業(ロ、次号イ及び第九号イに掲げるものを除く。)
 - ロ 地域公共交通計画を策定するために必要な調査を行う事業
 - 八 「地域公共交通利便増進事業」とは、次のいずれかに掲げる事業をいう。
 - イ 活性化法第27条の16第1項に規定する地域公共交通利便増進実施計画(以下「利便増進計画」という。)を策定するために必要な調査を行う事業
 - 口 利便増進計画(活性化法第27条の17の規定により大臣の認定を受けたものに限る。第128条及び別表26-1の利便増進計画策定事業に係る補助対象経費の欄を除き、以下同じ。)に基づいて実施される利用促進に係る事業及び当該

計画の達成状況等の評価に係る事業

- 九 「地域旅客運送サービス継続推進事業」とは、次のいずれかに掲げる事業をいう。
 - イ 活性化法第27条の2第1項に規定する地域旅客運送サービス継続実施計画 (以下「運送継続計画」という。)を策定するために必要な調査を行う事業
 - 口 運送継続計画(活性化法第27条の3の規定により大臣の認定を受けたものに限る。第132条の3及び別表26-2の運送継続計画策定事業に係る補助対象経費の欄を除き、以下同じ。)に基づいて実施される利用促進に係る事業及び当該計画の達成状況等の評価に係る事業
- 十 「地域公共交通バリアフリー化調査事業」とは、次のいずれかに掲げる事業をい う。
 - イ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号。以下「バリアフリー法」という。)第24条の2第1項に規定する移動等円滑化促進方針を策定するために必要な調査を行う事業
 - ロ バリアフリー法第25条第1項に規定する移動等円滑化基本構想を策定するために必要な調査を行う事業
- 2 協議会、都道府県又は市区町村は、住民、地域公共交通の利用者、その他利害関係者の意見を反映させるため、前項第一号の生活交通確保維持改善計画(当該計画に代えて策定される離島航路確保維持計画、離島航空路確保維持計画及び生活交通改善事業計画を含む。)を策定しようとするときは、あらかじめ協議会への当事者の参加、アンケート、ヒアリング、公聴会又はパブリックコメント等を行わなければならない(鉄道軌道安全輸送設備等整備事業を除く。)。
- 3 協議会、都道府県又は市区町村は、第1項第一号の生活交通確保維持改善計画(当該計画に代えて策定される離島航路確保維持計画、離島航空路確保維持計画を含む)を策定するに当たって、外国人観光旅客の来訪の促進等による国際観光の振興に関する法律(平成9年法律第91号)第5条の外客来訪促進計画が策定されているときは同計画と整合性のとれたものでなければならない。

(協議会)

- 第3条 前条第1項第一号の協議会は、以下の者によって構成される。
 - 一 関係する都道府県又は市区町村
 - 二 関係する交通事業者又は交通施設管理者等
 - 三 地方運輸局(神戸運輸監理部及び沖縄総合事務局を含む。以下「地方運輸局等」 という。)又は地方航空局
 - 四 その他地域の生活交通の実状、その確保・維持・改善の取組に精通する者等協議 会が必要と認める者
- 2 第2編第1章の陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業に係る地域公共交通計画 を作成する都道府県又は市町村が組織する活性化法第6条第1項に規定する協議会 (以下「活性化法法定協議会」という。)にあっては、地域間幹線系統は地域間のみ ならず地域内の生活交通の機能を有すること、地域内フィーダー系統は地域間幹線系 統と一体として地域の生活交通ネットワークを形成するものであることから、これら

を踏まえ、的確かつ効果的な計画の策定が可能となるよう関係する都道府県及び市区 町村がともに参加すること。

- 3 第2編第2章の離島航路に係る地域公共交通確保維持事業に係る生活交通確保維持 改善計画(当該計画に代えて策定される離島航路確保維持計画を含む。)を策定する 協議会にあっては、離島航路が地域の幹線交通であるとともに生活交通であることか ら関係する都道府県及び市町村がともに参加すること。
- 4 地方運輸局等及び地方航空局は、生活交通確保維持改善計画の策定に必要な助言等 を行う。
- 5 協議会は、補助対象事業ごとに補助対象事業について評価を行い、その結果について地方運輸局又は地方航空局の長に報告しなければならない。

第2編 地域公共交通確保維持事業

第1章 陸上交通

第1節 地域間幹線系統確保維持費国庫補助金

(補助対象事業者等)

- 第4条 本節における補助対象事業者は、道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イに定める一般乗合旅客自動車運送事業(以下「乗合バス事業」という。)を経営する者(以下「乗合バス事業者」という。)であって、活性化法法定協議会での議論を経て、第8条第1項に基づき定めた地域公共交通計画に運送予定者として記載されている者又は地域公共交通確保維持事業に係る地域公共交通計画を作成した活性化法法定協議会とする。
- 2 国土交通大臣(以下「大臣」という。)は、予算の範囲内において、第6条の補助対象事業に係る補助対象経費の1/2に相当する額以内の額を、補助対象事業者に対し交付する。ただし、災害等の予期しない事由により欠損が増大した場合その他特に調整を必要とする場合には、予算の範囲内で額を増減することができる。

(補助対象期間)

第5条 本節における補助対象事業の補助対象期間は、国庫補助金の交付を受けようとする会計年度(財政法(昭和22年法律第34号)第11条に規定する会計年度をいう。以下同じ。)の9月30日を末日とする1年間とする。

(補助対象事業の基準)

- 第6条 本節における補助対象事業は、別表1に定める要件に適合する運行系統に係る 運行であって、かつ、別表2に定めるところにより補助対象経費の額が算定されるも のとする。
- 2 前項の規定は、利便増進計画又は運送継続計画に地域間幹線系統と位置付けられた 運行系統については、当該利便増進計画又は当該運送継続計画に実施予定期間とし

て定められた期間中に限り、「別表 1 」とあるのは「別表 3 」と、「別表 2 」とあるのは「別表 4 」と読み替えるものとする。

(地域公共交通計画)

- 第7条 陸上交通(地域間幹線系統)に係る地域公共交通確保維持事業(以下この条において単に「地域公共交通確保維持事業」という。)を行う場合は、地域公共交通計画に、当該地域公共交通計画の計画期間内における次に掲げる事項について具体的に記載するものとする。
 - 一 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の地域の公共交通における位置付け・役割
 - 二 前号を踏まえた地域公共交通確保維持事業の必要性
 - 三 地域公共交通確保維持事業により運行を確保 # 維持する運行系統に係る事業及び 実施主体の概要
 - 四 地域公共交通計画の区域内全体における地域旅客運送サービス(活性化法第1条に規定する地域旅客運送サービスをいう。以下同じ。)の利用者の数、収支、費用 に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価 手法
- 2 前項の地域公共交通計画には、次に掲げる事項について具体的に記載した書類を添付するものとする。
 - 一 地域公共交通確保維持事業の内容及び実施主体に関する詳細
 - 二 前項第一号の運行系統の概要及び運送予定者
 - 三 前項第一号の運行系統の利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支 出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法・測定方法
 - 四 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
 - 五 別表1の補助対象事業の基準ホただし書(前条第2項の場合においては、別表3 の補助対象事業の基準ホただし書)に基づき、活性化法法定協議会が平日1日当た りの運行回数が3回以上で足りると認めた運行系統にあっては、当該運行系統の概 要
 - 六 別表1の補助対象事業の基準二(前条第2項の場合においては、別表3の補助対象事業の基準二)に基づき、活性化法法定協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村への需要に対応して設定された運行系統にあっては、当該市町村の一覧
 - 七 地域公共交通確保維持事業の生産性を向上させる取組(取組内容、実施主体、定量的な効果目標(収支改善率 1%以上を原則)、実施時期及びその他特記事項)
- 3 第6条第2項の規定による補助対象事業の基準の特例(以下この節において「利便 増進特例」又は「運送継続特例」という。)を受けようとする場合においては、第1 項及び第2項の規定にかかわらず、第1項及び第2項に掲げる事項のうち利便増進計 画又は運送継続計画に記載された事項については、記載を省略することができる。
- 4 活性化法法定協議会は、第2項第二号の運行系統に係る運送予定者の選定に当たっては、これに拠りがたい事情があると大臣が認める場合を除き、サービスの品質・企

画内容、価格等を総合的に比較考慮するため、企画競争その他これに準ずる競争性のある方法により行わなければならない。なお、一の補助対象期間を分割して又は複数の補助対象期間にまたがって運送予定者を選定することを妨げない。

- 5 補助対象期間の前々補助対象期間及び前々々補助対象期間において、第2項第七号に規定する定量的な効果目標の達成度合いが著しく悪い状況(当該補助対象期間の収支率がいずれもその前年度の補助対象期間の収支率を下回る状況)となった運行系統にあっては、同号における生産性を向上させる取組の実施状況を踏まえ、当該運行系統の収支率を改善させるための具体的な取組内容及び収支率の改善目標値を記載した「改善計画(2ヶ年計画)」を策定し、地域公共交通計画に添付するものとする。ただし、燃料高騰等のやむを得ない外的要因により当該目標の達成度合いが著しく悪い状況となったと認められる場合を除く。
- 6 補助対象期間の前補助対象期間の終了時において、前補助対象期間、前々補助対象 期間及び前々々補助対象期間のいずれもが、定量的な効果目標の達成度合いが著しく 悪い状況となった運行系統にあっては、前項の改善計画を実施するものとする。ただ し、燃料高騰等のやむを得ない外的要因により当該目標の達成度合いが著しく悪い状 況となったと認められる場合を除く。

(地域公共交通計画の認定の申請)

- 第8条 活性化法法定協議会は、本節の補助金の交付を受けて補助対象系統の運行を確保・維持しようとするときは、当該活性化法法定協議会の議論を経て策定された、前条第1項各号に掲げる事項を記載した地域公共交通計画に、同条第2項各号に掲げる事項を記載した書類を添付し、大臣に認定を申請するものとする。
- 2 前項の認定の申請は、様式第1-1による地域公共交通計画認定申請書を毎年、補助金の交付を受けようとする会計年度の前年度の6月30日(補助金の交付を受けようとする前年度に第109条第1項に基づき地域公共交通調査事業の交付決定を受けた場合その他の当該期限までに提出しないことについて合理的な理由があると大臣が認める場合にあっては大臣が指定する日)までに大臣に提出して行うものとする。
- 3 活性化法法定協議会は、前項の提出をするときは、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、過去に地域公共交通計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
 - 一 運送予定者それぞれの、補助対象期間の前々年度、前々々年度及び前々々々年度 に係る旅客自動車運送事業等報告規則(昭和39年運輸省令第21号)第2条第2 項の事業報告書及びこれに関連する必要な事項を記載した書類
 - 二 運送予定者それぞれの、様式第1-5による補助対象期間の前々年度、前々々年度及び前々々々年度に係る運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表(補助対象系統に係るものに限る。)
 - 三 利便増進特例を受けようとする場合にあっては、認定を受けた利便増進計画の写し及び認定通知書の写し並びに利便増進特例を受けようとする運行系統の再編の概要
 - 四 運送継続特例を受けようとする場合にあっては、認定を受けた運送継続計画の写

し及び認定通知書の写し並びに運送継続特例を受けようとする運行系統の概要

(地域公共交通計画の変更)

- 第9条 活性化法法定協議会は、前条の規定により申請された地域公共交通計画に記載された地域公共交通確保維持事業の内容を変更するときは、あらかじめ計画の変更について当該活性化法法定協議会の議論を経て大臣の認定を受けるものとする。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。
- 2 前項の認定の申請は、様式第1-2による地域公共交通計画変更認定申請書を大臣 に提出して行うものとする。
- 3 前条第3項の規定は、本条において準用する。

(地域公共交通計画の認定)

- 第10条 大臣は、活性化法法定協議会から第8条第2項の規定に基づく地域公共交通 計画認定申請書又は前条第2項に基づく地域公共交通計画変更認定申請書の提出があ ったときは、これを第6条の補助対象事業の基準に従って審査の上、補助対象期間の 開始前(第8条第2項の規定に基づき大臣が指定する日までに行われた認定申請にあ っては大臣が別途指定する日、計画変更の認定申請にあっては予定変更日前。次項に おいて同じ。)に認定を行い、当該活性化法法定協議会に通知するものとする。
- 2 活性化法法定協議会は、前項の通知があったときは、当該通知に係る地域公共交通 計画に運送予定者として記載されている者に対し、補助対象期間の開始前に通知しな ければならない。
- 3 前項の運送予定者は、活性化法法定協議会から同項の通知があったときは、当該通知の内容に基づき、補助対象期間における運行を行うものとする。

(補助金交付申請)

- 第11条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、様式第1-8による申請書を、補助金の交付を受けようとする会計年度の11月30日までに大臣に提出しなければならない。
- 2 補助対象事業者は、前項の提出をするときは、前条第3項の規定により運行を行った運送予定者(以下「運送実施者」という。)に関して、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。
 - 一 補助対象期間に係る旅客自動車運送事業等報告規則(昭和39年運輸省令第21 号)第2条第2項の事業報告書及びこれに関連する必要な事項を記載した書類
 - 二 様式第1-5による補助対象期間に係る運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算 定表(補助対象系統に係るものに限る。)
 - 三 様式第1-5-2による補助対象期間に係る地域公共交通確保維持事業の生産性 を向上させる取組実績

(交付の決定及び額の確定等)

第12条 大臣は、前条第1項の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、

審査の上、交付決定及び額の確定を行い、様式第1-9による交付決定及び額の確定 通知書を補助対象事業者に通知するものとする。

2 大臣は、運送実施者が、認定を受けた地域公共交通計画に基づく補助対象事業の全部又は一部を実施しなかったときは、その実施しなかった割合に応じ、当該計画に記載された金額から全部又は一部を減額して補助対象事業者に対する補助金の額を確定する。この場合において、補助対象期間の末日(9月30日)までに廃止又は休止された補助対象系統については、補助金の額の全部を減額するものとする。ただし、天災その他やむを得ない事情がある場合はこれらの限りではない。

(補助金の請求)

第13条 補助対象事業者は、国から補助金の支払いを受けようとするときは、様式第 1-21による補助金支払請求書を大臣に提出しなければならない。

(補助金の整理)

- 第14条 補助対象事業者は、補助対象経費に係る補助金について収入及び支出に関する帳簿を備え、他の経理と区別して補助金の使途を明らかにしておかなければならない。
- 2 補助対象事業者は、前項の帳簿とともにその内容を証する書類を整理して、補助対 象事業の完了する日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(中略)

(中略)

附 則(国総地第121号、国自旅第504号、国海内第234号)

(施行期日)

第1条 この要綱の改正は、令和3年度予算から施行する。ただし、改正後の要綱(以下「新要綱」という。)別表7補助対象事業の基準ハ②(1)及び別表9補助対象事業の基準ハ②(1)に係る改正は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第十九号)の施行の日から施行する。

(第2編第1章の改正に係る経過措置)

第2条 第2編第1章に規定する事業については、令和6年度予算に係る事業までの間は、なお従前の例によることができる。

地域間幹線系統確保維持費国庫補助金 (補助対象事業の基準)

Į.	巴埃间针核	維持貫 国 庫ભ助金(ભ助対家事業の基準) 「	1
補助対象事業者	補助対象経費	補助対象事業の基準	補助率
一般乗合旅客自動	補助対象系統に係る	都道府県又は市町村が定めた地域公共交通計画に掲載され	1/2
車運送事業者及び	補助対象経常費用の	た運行系統の運行のうち、次のイからりまでの全てに適	
活性化法法定協議	見込額と経常収益の	合するもの。	
会	見込額との差額であ	イ 乗合バス事業者であって、活性化法法定協議会で	
	って、別表2に定め	の議論を経て、第7条第1項各号に掲げる事項を記	
	るところにより算出	載した地域公共交通計画に記載されている運送予定	
	される経費	者による運行であること。	
		ロ 道路運送法施行規則第3条の3第一号に規定する路線	
		定期運行に係るもの。	
		ハ 複数市町村にまたがるもの。ただし、この要件の成否	
		は、平成13年3月31日における市町村の状態に応じ	
		て決定するものとする。	
		ニ 次のいずれかの需要に対応して設定されるもの。	
		① 別表5に定める広域行政圏の中心市町村への需要	
		② 都道府県庁所在地への需要	
		③ 上記以外の市町村であって、総合病院等医療機関、	
		学校等の公共施設及び商業施設等が存在するなど、広	
		域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されて	
		いると活性化法法定協議会が認めたものへの需要	
		ホ 1日当たりの計画運行回数が3回以上のもの。ただし、	
		活性化法法定協議会が認めた場合は、平日1日当たり	
		の計画運行回数が3回以上のものとする。	
		へ 次式によって算出される補助対象期間の1日当たりの	
		<u>輸送量が15人~150人と見込まれ、</u> かつ、過去に2	
		ヶ年度連続して1日当たりの実績輸送量が15人未満又	
		は150人超ではないもの。	
		計画平均乗車密度 × 計画運行回数	
		ト 補助対象期間に、当該運行系統の運行によって得る経	
		常収益の見込額が同期間の当該運行系統の補助対象経常	
		費用の見込額に達しておらず、かつ、過去2ヶ年度連続	
		して経常収益が経常費用を超えていないもの。	
		チ 補助対象期間の末日(9月30日)において引き続き	
		運行される予定のものであること(補助対象期間の途中	
		に補助対象系統の合併、分割その他の再編を行う場合に	
		あっては、再編を行う日までに地域公共交通計画の認	
		定又は変更の認定を受けて実施する場合に限り、同一の	

補助対象系統が補助対象期間中継続して運行しているものとして取り扱う。)。

リ 第7条第5項に規定する改善計画を実施する運行系統であって、補助対象経費が別表2の1. に基づく補助対象経常費用の9/20に相当する上限額となる運行系統又は補助対象経費の算出にあたって別表2の5. の適用を受ける運行系統以外の運行系統にあっては、当該改善計画の期間終了時において当該改善計画で設定した目標値を達成したもの。(燃料高騰等のやむを得ない外的要因により目標値を達成しなかったと認められる場合を含む。)

(注)

1.「計画平均乗車密度」とは、次式によって算出された数値をいう。(小数点第1位まで算出。 第2位以下切り捨て。)

「計画平均乗車密度」=「計画運送収入」÷「計画実車走行キロ」÷「平均賃率」

- 2.「計画運送収入」は、同一の補助対象系統として取り扱われる既存の運行系統の実績額がある場合は、当該運行系統の実車走行キロ当たり運送収入の実績額に計画実車走行キロを乗じて算出する。実績額がない場合は、補助対象経常費用の11/20と活性化法法定協議会が算出する運送収入の見込額のうち、いずれか高い方の額を計画運送収入とする。
- 3.「平均賃率」とは、次式によって算出された数値をいう。(銭単位まで算出。銭未満切り捨て。) 「平均賃率」=「停留所相互間総運賃額」÷「停留所相互間総キロ」

なお、補助対象期間中に運賃改定が予定されている場合は、次式によって算出することとする。 「平均賃率」=(「運賃改定前適用の平均賃率×日数」+「運賃改定後適用の平均賃率×日数」) ÷「総適用日数」

地域間幹線系統確保維持費国庫補助金(補助対象経費の算出方法)

補助対象経費の算出方法

- 1. 補助対象経費の額は、補助対象経常費用の見込額と経常収益の見込額との差額とする。ただし、補助対象経常費用の見込額の9/20に相当する額を限度とする。(補助対象期間中に補助対象系統の合併・分割その他の再編が予定されている場合は、再編前後の運行予定日数に応じて算出した額の合計額とする。)
- 2. 補助対象経常費用の見込額は、次式によって算出して得られた額以下の額とする。

当該運送予定者の実車走行キロ当たり経常費用の見込額 × 当該補助対象系統の計画実車走行キロただし、実車走行キロ当たり経常費用の見込額が、別表6に基づく補助ブロック毎に定める地域キロ当たり標準経常費用を上回る場合は、次式によって算出して得られた額以下の額とする。(沖縄県及び離島に係る運行系統を除く。)

地域キロ当たり標準経常費用 × 当該補助対象系統の計画実車走行キロ

- 3. 経常収益の見込額は、次式によって算出して得られた額以上の額とする。
 - 当該補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益の見込額 × 当該補助対象系統の計画実車走行キロ ただし、新設運行系統で実績額がない場合は、補助対象経常費用の見込額の11/20に相当する額と 活性化法法定協議会が算出する経常収益の見込額のうち、いずれか高い額とする。
- 4. 補助対象系統が他の運行系統と競合し、その競合区間のキロ程の合計が当該補助対象系統の50%以上である場合にあっては、当該競合運行系統の輸送量の和が1日当たり150人を超えることが見込まれるものに係る補助対象経費の額は、次式により計算された額とする。

当該補助対象系統の補助対象経常費用の見込額と経常収益の見込額との差額×

当該補助対象系統の総キロ程一競合区間に係るキロ程 当該補助対象系統の総キロ程

5. 補助対象経費の額は、平均乗車密度の見込数値が5人未満の補助対象系統については、当該運行系統の輸送量を5人で除した数値(端数切り捨て)を運行回数とみなした場合の当該運行回数分に相当する額とする。ただし、過去に地域公共交通計画、生活交通確保維持改善計画又は被災地域生活交通確保維持計画において補助対象となっていない運行系統であって、別表25の地域公共交通協働トライアル推進事業の要件を満たす地域公共交通計画に位置付けられた補助対象系統にあっては、3年間に限り、この限りではない。

(注)

- 1.「運送予定者の実車走行キロ当たり経常費用」とは、運送予定者(地域公共交通計画に運送予定者として記載された者。以下この表において同じ。)の基準期間(※1)を含む過去3年間(※3)における乗合バス事業の経常費用を実車走行キロの実績値で除した1キロメートル当たりの経常費用(当該期間における一時的な燃料費の高騰その他の特別の理由により算出された額をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、大臣が適当と認める額)を平均して得られた額をいう。(第2編第1章第3節に係る経常費用を除く。)
- 2.「地域キロ当たり標準経常費用」とは、乗合バス事業の運賃原価算定基準により算定された 基準年度(※2)を含む過去3年間(※3)における乗合バス事業の標準原価に基づき算出 される地方民営乗合バス事業者の当該補助ブロックを含む地域の実車走行キロ1キロメート

ル当たりの標準経常費用を平均して得られた額をいう。(第2編第1章第3節に係る経常費用 を除く。)

なお、大臣は、地域キロ当たり標準経常費用の算出に当たり、当該地域キロ当たり標準経常費用の対象期間における燃料価格その他地域キロ当たり標準経常費用を構成する要素が直近の値と著しく乖離しており、適切な設定ができない場合には、これを補正した上で算出することとする。

- 3.「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益」とは、運送予定者の基準期間(※1)を含む過去3年間(※3)における補助対象系統の経常収益を実車走行キロの実績値で除した1 キロメートル当たりの経常収益を平均して得られた額をいう。
- 4. 「離島」とは、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された同項の離島振興対策実施 地域に含まれる島、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定する奄美群島に属する島及び 小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第2条第1項に規定する小笠原 諸島に属する島並びに沖縄振興特別措置法第3条第三号に規定する離島をいう。
- (※1) 基準期間とは、補助対象期間(10月1日~翌9月末日)の前々補助対象期間をいう。
- (※2) 基準年度とは、補助金の交付を受けようとする会計年度(4月1日~翌3月末日)の前々々会計年度をいう。
- (※3)過去3年間とは、基準期間又は基準年度を最終年度とする連続した過去3年間をいう。

地域間幹線系統確保維持費国庫補助金(広域行政圏の中心市町の一覧表)

北海道	東北							北陸信越			
北海道	青森県	岩手県	宮城県	福島県	秋田県	山形県	新潟県	長野県	富山県	石川県	茨城県
滝富紋帯網留稚士名深函静浦室岩釧苫小俱旭江北根中札川良別広走萌内別寄川館内河蘭見路小樽知川差檜室標幌市野市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市	弘前市市市市市市の市市の市市市市の市市市の市市市の市市市市市市市市市市市市市市	盛水久一花北釜大宮二岡沢慈関巻上石船古戸市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市	石白角築古迫気仙市市市町市 沼市市市町市 お市	白原相喜二会富郡須福田河町馬多本津岡山賀島島市市市方松若町市川市町市市市大松若町市川市町市市市松	湯横本鷹能庭大秋大沢手荘巣代角曲田館市市市町市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市	新米寒鶴酒村山市市江市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市	三燕柏新上糸十六両佐長小新五村新条市崎発越魚日日津和岡出潟泉上井市 市田市川町町市田市町市市市市市市 市市 市市	小佐飯木伊中飯大松上長岡諏茅諸久田警那野山町本田野谷訪野市市市島市市市市市市市市市市市市市町町	砺魚黒高富新 市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市	七羽輪小金市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市	下古大水び笠土石鉾水日龍つ館河宮戸が間浦岡田海立ヶく市市町市が市市市町道市崎ば市市町市が市市市町市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市

関東							中部				
栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	山梨県	福井県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県
栃真今足鹿烏宇小大黒矢木岡市利沼山都山田磯板市市市市町宮市原市市市市市市町宮市原市市	沼高太伊渋富前中藤桐田崎田勢川岡橋之岡生市市市崎市市市条市市市市	秩本熊深東父庄谷谷松仏山市市市市市市	茂木東館佐銚八旭勝大大成佐印原更金山原子日市浦多原田倉西市津市市市市市市高町市市市市市市場の町の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の	青梅市	小田原市津久井町	富都大市增韮塩山甲櫛石吉留月以穂崎山梨府形和市市伊町市市市町町市市市町町市市市市町町	福武鯖敦小大勝	高美中惠関大八多岐揖萩山) 湖津那市垣幡治阜斐原市城川市 市町見市川町市城川市 市町見市川町	掛島磐浜沼下静焼藤富天川田田松津田岡津枝士竜市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市	新豊蒲西豊岡豊樹村市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市	上松熊伊津尾大鈴桑四野阪野勢市鷲台鹿名日市市市市 市町市市市市

近畿					中国	中国					
滋賀県	京都府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県	徳島県	香川県
彦近八日津 市	宮峰福舞綾亀園木市町山市市市町町町市市市市市町町町市市市市町町	豊八和西小加洲相赤篠山姫龍柏加高岡鹿田脇野西本生穂山崎路野原古砂市町山市市市市市市市市町川市町山市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市	桜王大五天橿市町高市市市田田市市田田市市田田市市田田市市田田市田田市田田市田田市田田田田田田田田	御田新橋有和市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市	倉 惠子市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市	出益松浜西大雲田江田郷田市市市市市町市	津新勝落久高美笠井岡倉玉総備和山見山合世梁作岡原山敷野社前気市市町町市市町市市市市市市町町町町町市町市市市市市市市町町町市町町市市市市市市	三庄加千吉竹福府三東尾因広大呉江次原計代田原山中原広道島島竹市田市市町田町市市市島市市市市島市市町町市市市市市市市市市市市市市市市市市	宇小美萩柳山防下岩徳下光新長部野祢市井口府関国山松市南門市田市善市市市市市市市 下市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市	池鴨脇徳阿田町町市市市	観大津土丸善高坂音内田庄亀通松出市町町市寺市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市

四国		九州						沖縄	
愛媛県	高知県	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄
宇八大今松新西東川伊和幡洲治山居条予之予島浜市市市市、市島市市市市市市市市市島市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市	中安須高土本佐村芸崎知佐山川市市市市市町町	八筑行豊久大柳甘飯直田女後橋前留牟川木塚方川市市市市米田市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市	唐佐武鹿鳥伊津賀雄島栖万市市市市市市市市市市市市	島諫福佐上有郷長厳平松原早江世五川ノ崎原戸浦市市市保島町浦市町市市市市市市市市市町町町	人玉一本山八熊宇菊水吉名の渡鹿代本土池俣市市宮市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市	日玖佐豐宇中国大別臼三竹田珠伯鎔佐津東分府杵重田市町市副市市町市市町市市町市市町市市	都小延日宮日西高城林岡向崎南都鍋市市市市市市市町	出川加指鹿国鹿名西水内世宿屋分児瀬之市市田市市市島市表市市田市市市島市表	平名石沖那良護垣縄覇市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市

(平成13年3月31日現在)

地域間幹線系統確保維持費国庫補助金 (補助ブロック一覧表)

ブロック名	適用地域	備考
北北海道	旭川、帯広、釧路及び北見運輸支局管内	
南北海道	札幌、函館及び室蘭運輸支局管内	
東北	青森県、岩手県、宮城県及び福島県	
羽越	秋田県、山形県及び新潟県	
長野	長野県	
北関東	群馬県、栃木県及び茨城県	
千葉	千葉県	
武蔵・相模	埼玉県、東京都三多摩地区及び神奈川県	京浜及び山梨・静岡ブロック に属する地域を除く。
京浜	東京都特別区、三鷹市、武蔵野市、調布	
	市、狛江市、川崎市及び横浜市	
山梨・静岡	山梨県、静岡県及び神奈川県西部	
東海	愛知県、三重県及び岐阜県	
北陸	福井県、石川県及び富山県	
北近畿	滋賀県、京都府及び兵庫県	京阪神ブロックに属する地域 を除く。
南近畿	奈良県及び和歌山県	
京阪神	大阪府、京都府(京都市を含む大阪府に隣 接する地域)及び兵庫県(神戸市及び明石 市を含む大阪府に隣接する地域)	
山陰	鳥取県及び島根県	
山陽	岡山県、広島県及び山口県	
四国	香川県、愛媛県、徳島県及び高知県	
北九州	福岡県、佐賀県、長崎県及び大分県	-
南九州	熊本県、宮崎県及び鹿児島県	
沖縄	沖縄県	

地域公共交通確保維持改善事業実施要領

抜粋

	平成2	3年	4月	1日	国総計第 5-	号
					国鉄財第 4	号
					国鉄業第 4	号
					国自旅第 20	号
					国海内第 8	号
					国空環第 5	号
改正	平成2	3年	6月	1日	国総計第 23	号
					国空事第119	号
改正	平成 2	3年	8月3	3 1 日	国総支第 9-	号
					国自旅第 30	号
改正	平成 2	3年1	2月	5日	国総支第 34	号
改正	平成 2	4年	5月2	1日	国総支第 12	号
					国自旅第101	号
改正	平成 2	4年1	1月1	9日	国総支第 44	号
					国自旅第326	号
改正	平成 2	5年	5月	8日	国総支第 9-	号
					国鉄事第 29	号
					国自旅第 22	号
					国海内第 11	号
					国空環第 14·	号
改正	平成 2	5年1	1月2	9日	国総支第 6 2 ·	号
改正	平成 2	6年	3月2	8日	国総支第 88·	号
					国自旅第620	号
					国海内第 94	号
					国空環第 9 5·	号
改正	平成 2	6年	5月2	1日	国総支第 13-	号
改正	平成 2	7年	4月	9日	国総支第 6 7 ·	号
					国鉄都第128	号
					国鉄事第328	号
					国自旅第379	号
					国海内第119·	号
					国空環第 90	号
改正	平成 2	8年	3月3	3 1 日	国総支第 6 1 ·	号
					国鉄都第128	号
					国鉄事第471	号
					国自旅第408	号
					国海内第137	号

```
国空事第7273号
                国空環第 77号
改正 平成28年11月28日 国総支第 46号
                国鉄都第 76号
                国鉄事第201号
                国自旅第211号
                国海内第111号
                国空環第 57号
改正 平成29年 6月 9日 国総支第 16号
                国鉄都第 37号
                国鉄事第 58号
                国自旅第 50号
                国海内第 40号
                国空事第209号
改正 平成29年 8月 2日 国総支第 32号
                国自旅第104号
改正 平成30年10月25日 国総支第 34号
                国総安政第66号
                国空事第882号
改正
  平成31年 2月25日 国総支第 47号
                国鉄都第129号
改正
   令和 2年
         2月 5日 国総地第 58号
                国総交第 98号
改正 令和 2年 4月
            2日 国総地第 81号
                国鉄都第266号
                国自旅第335号
改正 令和 2年 6月22日 国総地第 33号
                国総安政第22号
改正 令和 2年 7月 1日 国総地第 35号
                国自旅第 79号
 改正 令和 3年2月16日 国総地第 98号
                国鉄事第635号
                国自旅第408号
                国海内第209号
                国空事第1628号
改正 令和
     3年 4月 1日 国総地第122号
                国自旅第505号
改正 令和 4年 2月15日 国総地第 62号
                国鉄総第384号
```

国鉄都第156号 国自旅第463号 国自技環第159号

改正 令和 4年 2月18日 国総地第 64号

国鉄事第633号

国海内第271号

国自旅第467号

国海内第274号

国空事第1318号

改正 令和 4年 3月30日 国総地第 76号

国自旅第517号

この実施要領は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(平成23年3月30日国総計第97号、国鉄財第368号、国鉄業第102号、国自旅第240号、国海内第149号、国空環第103号。以下「交付要綱」という。)のほか、地域公共交通確保維持改善事業費補助金の交付等地域公共交通確保維持改善事業の実施に当たって必要な事項を定める。

1. 共通事項

(1)地域公共交通計画の策定について

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号。以下「活性化法」という。)第5条第1項に規定する地域公共交通計画(以下「地域公共交通計画」という。)のうち、陸上交通の確保維持事業に係るものを策定する場合には、とりわけ当該事業が地域の様々なモードの交通に関係することから、当該事業に係る地域公共交通計画には、地域の生活交通の望ましいあり方から導き出される、地域において目指す地域間、地域内の生活交通ネットワークのあり方の考え方や方向性が明示されることが必要であるとともに、この考え方や方向性を前提として、本事業により確保維持すべき生活交通の具体的内容が定められることが必要である。

なお、活性化法第27条の16第1項に規定する地域公共交通利便増進実施計画(以下「利便増進計画」という。)等にも、当該地域において目指す生活交通ネットワークのあり方の考え方や方向性、具体的な目標等が明記されることとなるところ、交付要綱において確保維持改善計画に記載する事項とされている事項のうち、地域公共交通計画や利便増進計画等に記載のあるものは、それを活用しつつ、不足する事項を追記又は記載した書類を添付することをもって、地域公共交通計画や利便増進計画等を交付要綱に定めた確保維持改善計画として取り扱う。

(2)協議会について

交付要綱第3条第1項において協議会の構成員を定めているが、同項第四号に掲げる者については、例えば、道路管理者、利用者の代表、労働組合の代表などがこれに該当する。

運営方法や設置要綱の策定等のそれ以外の協議会に関する事項については地域の実情に応

じて協議会が定めることができる。したがって隣接する自治体合同での開催や設置要綱の策定 の省略についても、それが協議会の構成員その他の地域の合意であれば認められる。

また、協議会については、計画策定のために新たに設置する必要はなく、必須となる構成員を新たに協議会の構成員として加えること等により、交付要綱に定める協議会とすることもできる。この場合において、設置要綱を改正する等の形式にこだわることなく、既存の協議会の場に、確保維持改善計画の策定に必須となる関係者が実質的に参加していればよい(ただし、交付要綱に特別の定めがある場合にあっては、この限りでない。)。

さらに、都道府県単位で一つの協議会を設け、その下に市町村単位又は輸送機関単位、確保維持事業とバリア解消促進等事業といった事業単位の分科会を設置する等によって協議会の集約化を図ることでもよい。

なお、当該地域において交付要綱第3条第2項に規定する活性化法法定協議会を設置する場合には、地域公共交通計画や利便増進計画等に係る議論と地域公共交通確保維持改善事業の実施に係る議論は一体的に行われ、これらの計画を推進し、地域公共交通ネットワークを再構築するため、効果的な支援が行われるようにすべきものであることにも留意する必要がある。

- 2. 地域公共交通確保維持事業について
- (1) 陸上交通に係る確保維持事業
- ①地域公共交通計画の認定申請日等

ア. 申請日

交付要綱第8条第2項(第18条において準用する場合を含む。)に規定する地域公共交通計画を同項の期限までに提出しないことについて合理的な理由があるとして大臣が認める場合は次の1)~4)に掲げる場合とし、大臣が指定する日はそれぞれに規定する日とする。

- 1)利便増進計画及び運送継続計画に係る補助対象事業の基準の特例を受けようとする場合 利便増進計画及び運送継続計画に係る補助対象事業の基準の特例(以下「利便増進特例 等」という。)の適用を初めて受けて補助金の交付を受けようとする会計年度(以下①に おいて「初年度」という。)にあっては、適用開始月の前月10日とし、利便増進特例等 に係る2年目以降の会計年度においては、各会計年度の前年度の6月30日とする。ただ し、初年度の利便増進特例等の適用開始月が8月又は9月であって、当該特例に係る認定 申請日が2年目に係る認定申請期限を過ぎている場合にあっては、2年目に限り、1年目 の認定申請と同時とする。
- 2)補助金の交付を受けようとする前年度に交付要綱第109条第1項に基づき地域公共交 通調査事業の交付決定を受け、当該調査を踏まえて4月以降に運行を開始する地域間幹線 系統及び地域内フィーダー系統に係る地域公共交通計画について認定申請を行おうとす る場合

補助金の交付を受けようとする会計年度の6月30日

3)地域独自の実証運行を踏まえて4月以降に運行を開始する地域内フィーダー系統に係る

地域公共交通計画について認定申請を行おうとする場合 補助金の交付を受けようとする会計年度の6月30日

4) 交付要綱附則第20条により準用することとされた第109条の規定により特定被災地域公共交通調査事業の交付決定を受け、当該調査を踏まえて4月以降に運行を開始する地域内フィーダー系統に係る地域公共交通計画について認定申請を行おうとする場合補助金の交付を受けようとする会計年度の6月30日

イ. 認定を行う日

ア. の申請に対する認定を行う日として交付要綱第10条第1項(第18条において準用する場合を含む。)に規定する大臣が別途指定する日は、次の1)又は2)に掲げる場合ごとにそれぞれに規定する日までとする。

1) ア. 1) の場合

利便増進特例等の適用開始月の前月末(初年度の利便増進特例等の適用開始月が8月又は9月である場合の2年目にあっては、2年目の補助対象期間の開始前)

2) ア. 2) ~ 4) の場合 補助金の交付を受けようとする会計年度の9月30日

②協議会について

ア、地域公共交通計画の変更と活性化法法定協議会の開催について

陸上交通(地域間幹線系統又は地域内フィーダー系統)について記載した地域公共交通計画の策定後に鉄道のダイヤ改正や学校の登校時間・登校日の変更への対応、沿線の集客施設の新設・廃止への対応等による運行回数・運行日の変更や運行経路の一部変更が生じることが見込まれる場合は、予め活性化法法定協議会において事前に包括的な合意が得られていることを前提に、次のいずれをも満たす軽微な変更に限り、変更の都度、活性化法法定協議会を開催しなくても交付要綱第9条第1項(第18条の規定により準用する場合を含む。)の活性化法法定協議会の議論を経たものとして取り扱う。

- 各補助対象系統の1日当たり計画運行回数の10%以内又は1回以内の増減
- 各補助対象系統の計画運行日数の10%以内の増減
- 各補助対象系統のキロ程(デマンド型にあってはサービス提供時間)の10%以内の増減
- 地域間幹線系統補助対象事業者に係る計画額の総額の10%以内の増減

ただし、当該変更後の地域公共交通計画については、活性化法法定協議会構成員において情報共有されることが必要である。

③企画競争その他これに準ずる競争性のある方法による運送予定者の選定について 地域公共交通計画策定に伴い運送予定者を選定するに当たっては、企画競争その他これに 準ずる競争性のある方法により行わねばならないことを交付要綱第7条第4項(第18条に おいて準用する場合を含む。)において定めている。これは、事業者選定に当たっては、価格だけでなく、サービスの品質や地域のニーズに沿った運行、安全性の確保などを総合的に考慮して、企画競争等により選定し、選定の意思決定について不透明な行為を抑止し、地域への説明責任を果たすことを目的とするものであって、その選定方法については企画競争に限定するものではない。

また、地方部などにおいては見込まれる運送予定者が1者である場合もありうるが、そのような場合においても、HP掲載により一定期間公募を行う等競争性のある手続きを実施する必要がある。

なお、利便増進計画又は運送継続計画には地域公共交通利便増進事業(以下「利便増進事業」という。)又は地域旅客運送サービス継続事業(以下「サービス継続事業」という。)の実施主体を記載することとされており、地域公共交通計画の策定段階においては運送予定者を選定済みであることも考えられる。このため、この場合については、交付要綱第7条第4項に規定する「これに拠りがたい事情」に該当するものとし、利便増進計画又は運送継続計画に実施主体として記載された者を運送予定者として記載することができるものとする。

④同一の補助対象系統として取り扱う運行系統の範囲について

複数の運行系統がある場合に主系統とそれ以外の系統を比較した場合の差異が下記の基準 の範囲内となっている場合は、両系統は同一の補助対象系統に属するものとして取り扱う。 なお、主系統とは、補助対象系統を構成する運行系統群のうち、最も運行回数が多いもの (運行回数が同数の運行系統が複数ある場合は、最もキロ程が短いもの)をいう。

【同一の補助対象系統として取り扱う運行系統の基準】

- ア. 基本的な取り扱い
 - 1) <u>主系統のキロ程が10km未満の場合</u>

<u>主系統と異なる区間のキロ程が1km以内の運行系統は、主系統と同一の補助対象系統</u>に属するものとして取り扱う。

2) 主系統のキロ程が10km以上の場合

<u>主系統と異なる区間のキロ程が主系統のキロ程の10%以内かつ10km以内の運行系</u> 統は、主系統と同一の補助対象系統に属するものとして取り扱う。

イ. 活性化法法定協議会が特に認める場合の取り扱い

上記ア.の基準は満たさないものの、地域の実情にかんがみ同一の補助対象系統に属するものとして取り扱うことが必要と協議会が認める運行系統については、上記ア.の「1 km以内」を「2km以内」、「10%以内かつ10km以内」を「20%以内かつ20km以内」に、それぞれ読み替えて適用する。

- ⑤地域間幹線系統確保維持費国庫補助金等における輸送量の算出等について
 - ア、活性化法法定協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた運行系統の

「平日」の取り扱いについて

地域間幹線系統確保維持費国庫補助金等における「平日」、「土曜」、「日曜祝日」の「運行回数」及び「運行日数」については、補助対象事業者が停留所に掲示する時刻表における「平日ダイヤ」、「土曜ダイヤ」、「日曜祝日ダイヤ(平日ダイヤ及び土曜ダイヤ以外の全てのダイヤを含むものとする。)」の各区分に対応する「運行回数」及び「運行日数」によることを原則とする。

この場合において、年末年始、お盆、学校休業日等の輸送需要が一時的に減少する場合や、イベント等で需要が一時的に増加する場合であって、活性化法法定協議会が認める場合は、暦上は「平日」、「土曜」、「日曜祝日」に該当する場合であっても、異なる区分によるものとする。

(例 1. 暦上の日曜日に通常の日曜日よりも増便して「平日ダイヤ」で運行する場合/例 2. 暦上は国民の祝日に該当しない金曜日に通常の金曜日よりも少ない「日曜祝日ダイヤ」で運行する場合)

令和5(2023)年度 運行事業者と対象系統、対象市町一覧

													宇都宮市 鹿沼市	日 東 光 岡 田 七 元 日	お海道原市ならで	那須烏山市下野市		5 宋 朝 公 观 对 公 阅 知 国 国 国 国 国 国 国 国 国 国	那須町 第珂川町											
ü	н										字都宮市	無日本 日光日 十七十	以 国 日 大 田 原 市 第 省 枯 同 市	が発達を表しています。	大曜十 大川三 東京	计记录	是 是 是 為 門 為 門	那珂川町										那須塩原市	 	H.Zell
1	百七米文	宇都宮市、日光市(旧今市市、旧日光市)	字都宮市、日光市(旧今市市)	宇都宮市、日光市(旧今市市)、塩谷町	宇都宮市、鹿沼市	宇都宮市、鹿沼市	宇都宮市、下野市、上三川町	于都名巾(旧于都名巾,旧河内町,旧上河内 町), 冶◇野	字都宮市(旧字都宮市、旧河内町、旧上河内町)	字都宮市(旧字都宮市、旧河内町)	宇都宮市、上三川町	字都宮市、上三川町	宇都宮市、真岡市	宇都宮市、芳賀町、真岡市	宇都宮市、芳賀町、市貝町、益子町	宇都宮市、芳賀町、市貝町、益子町	さくら市、那須烏山市、那珂川町	那須塩原市(旧西那須野町)、大田原市(旧大田 原市、旧黒羽町)、那珂川町	那須塩原市、大田原市(旧大田原市、旧黒羽町)	大田原市(旧大田原市、旧黒羽町)	那須塩原市、那須町	字都宮市(旧字都宮市、旧河内町)	宇都宮市、日光市(旧今市市、旧日光市)	宇都宮市、日光市(旧今市市、旧日光市)	宇都宮市、日光市(旧今市市、旧日光市)	宇都宮市、日光市(旧今市市)	宇都宮市、上三川町	那須塩原市(旧西那須野町、塩原町)	日光市(旧藤原町、旧今市市)	日光市(旧藤原町、旧今市市)
	備名	09在 年丰田 译压修 山港 抹 吊个 少 多 么 兹	N24-1文牛问《阳景平月118·4月》 外示机	R元年度車両減価償却費補助金対象系統				H29年度車両減価償却費補助金対象系統					00年年末洋压停力带法中人计多多线	KZ并及甲间减值原料复售划进为多米税									宇都宮駅・日光東照宮のみなし系統	宇都宮駅・日光東照宮のみなし系統	宇都宮駅・日光東照宮のみなし系統	宇都宮駅・今市車庫のみなし系統	駒生営業所・屋板・上三川車庫のみなし系統			鬼怒川温泉駅~イオン今市のみなし系統
運行概要	運行区間	宇都宮駅- 日光東照宮	宇都宮駅·今市車庫	宇都宮駅・船生	宇都宮駅- 荒針- 鹿沼営業所	宇都宮駅・運転免許センター・楡木車庫	宇都宮駅・石橋駅	駒生営業所・玉生車庫	駒生営業所・田原・今里	駒生営業所・田原・グリーンタウン	駒生営業所・屋板・上三川車庫	駒生営業所・本郷台西汗	西原車庫・ベルモール・真岡営業所	宇都宫東武·喬場·真岡営業所	宇都宫東武·益子駅前	宇都宮東武・ベルモール・益子駅前	氏家駅・馬頭高校・馬頭車庫	西那須野駅・馬頭車庫	西那須野駅・五峰の湯	大田原市役所・五峰の湯	那須塩原駅·那須湯本温泉	宇都宮駅東口・上野団地・岡本駅西口	宇都宮駅・篠井ニュータウン・日光東照宮	宇都宮駅・篠井ニュータウン・JR日光駅	宇都宮駅・JR日光駅	宇都宮駅・篠井ニュータウン・今市車庫	駒生営業所・健康の森・上三川車庫	西那須野~塩原温泉	鬼怒川公園駅~イオン今市	鬼怒川公園駅~下今市駅
	運行期間	R4(2022).10.1~	R4(2022).10.1~	R4(2022).10.1~	R4(2022).10.1~	R4(2022).10.1~	R4(2022).10.1~	R4(2022).10.1~	R4(2022).10.1~	R4(2022).10.1~	R4(2022).10.1~	R4(2022).10.1~	R4(2022).10.1~	R4(2022).10.1~	R4(2022).10.1~	R4(2022).10.1~	R4(2022).10.1~	R4(2022).10.1~	R4(2022).10.1~	R4(2022).10.1~	R4(2022).10.1~	R4(2022).10.1~	R4(2022).10.1~	R4(2022).10.1~	R4(2022).10.1~	R4(2022).10.1~	R4(2022).10.1~	R4(2022).10.2~	R4(2022).10.1~	R4(2022).10.1∼
1 1 1	事 素有名	関東自動車㈱	関東自動車㈱	関東自動車㈱	関東自動車㈱	関東自動車㈱	関東自動車㈱	関東自動車㈱	関東自動車㈱	関東自動車㈱	関東自動車㈱	関東自動車㈱	関東自動車㈱	関東自動車㈱	関東自動車㈱	関東自動車㈱	関東自動車㈱	関東自動車㈱	関東自動車㈱	関東自動車㈱	関東自動車㈱	関東自動車㈱	関東自動車㈱	関東自動車㈱	関東自動車㈱	関東自動車㈱	関東自動車㈱	ジェイアールバス関東(株)	日光交通㈱	日光交通㈱
-	O	-	2	8	4	2	9	7	8	6	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	56	27	28	29

R4(2022).6.8 栃木県生活交通対策協議会

旅木噪

【別紙様式】対象系統に係る意見について

				当該系統の必要性の有無	乗合バ	
No.	事業者名	運行系統名		その理由 (公共公益機関とのアクセス、想定される利用者など 具体的に記載すること)	(O\$xx)	その理由(具体的に記載すること)
_	関東自動車㈱	宇都宮駅·日光東照宮	#	宇都宮市及び日光市での通勤、通学、通院、買物等のための重要な移 動手段となっているため。	0	ダイヤ改正や運行状況等について、日頃、適切に情報の共有化を図るなど、 協力関係にあるため。
2	関東自動車㈱	字都宮駅・今市車庫(有	# •	宇都宮市及び日光市での通勤、通学、通院、買物等のための重要な移動手段となっているため。	0	ダイヤ改正や運行状況等について、日頃、適切に情報の共有化を図るなど、 協力関係にあるため。
က	関東自動車㈱	宇都宮駅・船生(有	#	宇都宮市、日光市及び塩谷町での通勤、通学、通院、買物等のための 重要な移動手段となっているため。	0	ダイヤ改正や運行状況等について、日頃、適切に情報の共有化を図るなど、 協力関係にあるため。
4	関東自動車㈱	宇都宮駅・荒針・鹿沼営業所(有	# •	宇都宮市及び鹿沼市での通勤、通学、買物や運転免許センターへの重要な移動手段となっているため。	0	ダイヤ改正や運行状況等について、日頃、適切に情報の共有化を図るなど、 協力関係にあるため。
5	3 3 6 3 1 1	宇都宮駅・運転免許センター・楡木車庫	#	宇都宮市及び鹿沼市での通勤、通学、買物等のための重要な移動手 段となっているため。	0	ダイヤ改正や運行状況等について、日頃、適切に情報の共有化を図るなど、 協力関係にあるため。
9	 関東自動車㈱	宇都宮駅・石橋駅 有	# •	宇都宮市、下野市及び上三川町での通勤、通学、買物等のための重要 な移動手段となっているため。	0	ダイヤ改正や運行状況等について、日頃、適切に情報の共有化を図るなど、 協力関係にあるため。
7	関東自動車㈱	駒生営業所・玉生車庫 有	* (宇都宮市(旧宇都宮市、旧河内町、旧上河内町)及び塩谷町での通勤、通学、通院、買物等のための重要な移動手段となっているため。	0	ダイヤ改正や運行状況等について、日頃、適切に情報の共有化を図るなど、 協力関係にあるため。
∞	関東自動車㈱	駒生営業所・田原・今里 有	#	宇都宮市(旧宇都宮市、旧河内町、旧上河内町)での通勤、通学、買物 等のための重要な移動手段となっているため。	0	ダイヤ改正や運行状況等について、日頃、適切に情報の共有化を図るなど、 協力関係にあるため。
6	関東自動車㈱	野生営業所・田原・グリーンタウン 有	# •	宇都宮市(旧宇都宮市、旧河内町)での通勤、通学、買物等のための重 要な移動手段となっているため。	0	ダイヤ改正や運行状況等について、日頃、適切に情報の共有化を図るなど、 協力関係にあるため。
10	関東自動車㈱)· #	宇都宮市及び上三川町での通勤、通学、買物等のための重要な移動 手段となっているため。	0	ダイヤ改正や運行状況等について、日頃、適切に情報の共有化を図るなど、 協力関係にあるため。
=	関東自動車㈱		# •	・宇都宮市及び上三川町での通勤、通学、買物等のための重要な移動 ・手段となっているため。	0	ダイヤ改正や運行状況等について、日頃、適切に情報の共有化を図るなど、協力関係にあるため。

					当該系統の必要性の有無	乗合バ	乗合バス事業者との協力関係に基づき運行されると認められるか
No.	事業者名	運行系統名			その理由 (公共公益機関とのアクセス、想定される利用者など 具体的に記載すること)	(Oか×)	その理由 (具体的に記載すること)
12	関東自動車㈱	西原車庫・ベルモール・真岡営業所	(事)	兼	宇都宮市及び真岡市での通勤、通学、買物等のための重要な移動手 段となっているため。	0	ダイヤ改正や運行状況等について、日頃、適切に情報の共有化を図るなど、 協力関係にあるため。
13	関東自動車㈱	字都宮東武·橋場·真岡営業所	·	集	宇都宮市、真岡市及び芳賀町での通勤、通学、通院、買物等のための 重要な移動手段となっているため。	0	ダイヤ改正や運行状況等について、日頃、適切に情報の共有化を図るなど、 協力関係にあるため。
14	関東自動車㈱	宇都宮東武・益子駅前	(事)	#	宇都宮市、芳賀町、市貝町及び益子町での通勤、通学、通院、買物等 のための重要な移動手段となっているため。	0	ダイヤ改正や運行状況等について、日頃、適切に情報の共有化を図るなど、 協力関係にあるため。
15	関東自動車㈱	宇都宮東武・ベルモール・益子駅前		#	宇都宮市、芳賀町、市貝町及び益子町での通勤、通学、通院、買物等 のための重要な移動手段となっているため。	0	ダイヤ改正や運行状況等について、日頃、適切に情報の共有化を図るなど、 協力関係にあるため。
16	関東自動車㈱	氏家駅,馬頭高校,馬頭車庫	·	₩	さくら市、那須烏山市及び那珂川町での通勤、通学、買物等のための 重要な移動手段となっているため。	0	ダイヤ改正や運行状況等について、日頃、適切に情報の共有化を図るなど、 協力関係にあるため。
17.	一 関東自動車(株)	西那須野駅・馬頭車庫		#	那須塩原市、大田原市及び那珂川町での通勤、通学、通院、買物等の ための重要な移動手段となっているため。	0	ダイヤ改正や運行状況等について、日頃、適切に情報の共有化を図るなど、 協力関係にあるため。
18	関東自動車㈱	西那須野駅・五峰の湯	(#)·	無	那須塩原市、大田原市(旧大田原市、旧黒羽町)での通勤、通学、通院、買物等のための重要な移動手段となっているため。	0	ダイヤ改正や運行状況等について、日頃、適切に情報の共有化を図るなど、 協力関係にあるため。
19	関東自動車㈱	大田原市役所・五峰の湯	·	# ***	大田原市(旧大田原市、旧黒羽町)での通勤、通学、通院、買物等のための重要な移動手段となっているため。	0	ダイヤ改正や運行状況等について、日頃、適切に情報の共有化を図るなど、 協力関係にあるため。
20	関東自動車㈱	那須塩原駅·那須湯本温泉	争.	無	那須塩原市及び那須町での通勤、通学、買物等のための重要な移動 手段となっているため。	0	ダイヤ改正や運行状況等について、日頃、適切に情報の共有化を図るなど、 協力関係にあるため。
21	関東自動車㈱	字都宮駅東口・上野団地・岡本駅西口		# ₩ %	宇都宮市(旧宇都宮市、旧河内町)での通勤、通学、通院、買物等のた めの重要な移動手段となっているため。	0	ダイヤ改正や運行状況等について、日頃、適切に情報の共有化を図るなど、 協力関係にあるため。
22	関東自動車㈱	宇都宮駅・篠井ニュータウン・日光東照宮 (No1のみなし系統)	(#)	半	宇都宮市及び日光市での通勤、通学、通院、買物等のための重要な移 動手段となっているため。	0	ダイヤ改正や運行状況等について、日頃、適切に情報の共有化を図るなど、協力関係にあるため。
23	関東自動車㈱	宇都宮駅・篠井ニュータウン・J R日光駅 【No1のみなし系統】	·	#	宇都宮市及び日光市での通勤、通学、通院、買物等のための重要な移 動手段となっているため。	0	ダイヤ改正や運行状況等について、日頃、適切に情報の共有化を図るなど、 協力関係にあるため。
24	関東自動車㈱	宇都宮駅・JR日光駅 【No1のみなし系統】	(#)	集	宇都宮市及び日光市での通勤、通学、通院、買物等のための重要な移 動手段となっているため。	0	ダイヤ改正や運行状況等について、日頃、適切に情報の共有化を図るなど、 協力関係にあるため。

					当該系統の必要性の有無	乗合バ	乗合バス事業者との協力関係に基づき運行されると認められるか
No.	事業者名	運行系統名			その理由 (公共公益機関とのアクセス、想定される利用者など 具体的に記載すること)	(× \(\psi \) (O \(\psi \) \(\psi \)	その理由(具体的に記載すること)
25	関東自動車㈱	宇都宮駅・篠井ニュータウン・ 今市車庫 【No1のみなし系統】	争	#	宇都宮市及び日光市(旧今市市)での通勤、通学、買物等のための重要な移動手段となっているため。	0	ダイヤ改正や運行状況等について、日頃、適切に情報の共有化を図るなど、 協力関係にあるため。
26	関東自動車㈱	駒生営業所・健康の森・上三川車庫 【No10のみなし系統】		#	宇都宮市及び上三川町での通勤、通学、買物等のための重要な移動 手段となっているため。	0	ダイヤ改正や運行状況等について、日頃、適切に情報の共有化を図るなど、 協力関係にあるため。
27	ジェイアール バス関東 (株)	西那須野~塩原温泉	(事)	#	那須塩原市(旧西那須野町、旧塩原町)での通勤、通学、買物等のため の重要な移動手段となっているため。	0	ダイヤ改正や運行状況等について、日頃、適切に情報の共有化を図るなど、 協力関係にあるため。
28	日光交通㈱	鬼怒川温泉駅~イオン今市		₩	日光市(旧藤原町、旧今市市)での通勤、通学、通院、買物等のための 重要な移動手段となっているため。	0	ダイヤ改正や運行状況等について、日頃、適切に情報の共有化を図るなど、 協力関係にあるため。
29	日光交通(株)	鬼怒川公園駅~下今市駅 【No28のみなし系統】		₩	日光市(旧藤原町、旧今市市)での通勤、通学、通院、買物等のための 重要な移動手段となっているため。	0	ダイヤ改正や運行状況等について、日頃、適切に情報の共有化を図るなど、 協力関係にあるため。

※「当該系統の必要性の有無」欄及び「乗合バス事業者との協力関係の有無」欄には、「有」又は「無」に〇印を付すること。 **サ** 1

市町名 宇都宮市

	T					<u> </u>
M.	古 坐 2 2	軍に方針を		当該系統の必要性の有無	乗合バス	ス事業者との協力関係に基づき運行されると認められるか
No.	事業者名	運行系統名		その理由 (公共公益機関とのアクセス、想定される利用者など 具体的に記載すること)	(Oか×)	その理由 (具体的に記載すること)
1	関東自動車㈱	宇都宮駅~日光東照宮	有・無	篠井地区住民の宇都宮市街地、JR宇都宮駅、東武宇都宮駅等への通勤・通学・買物のための重要な足となっているため。 宇都宮市民が県立富屋特別支援学校や沿線私立大学等への通学、栃木医療センター、宇都宮第一病院等への通院のための重要な足となっているため。 宇都宮市民の日光市方面への通勤・通学のための重要な足となっているため。	0	ダイヤ改正などについて適時適切に情報の共有化が 図れている。 路線の見直しや運行本数などについて適宜協議を行っ ている。
2	関東自動車㈱	宇都宮駅~今市車庫	有・無	篠井地区住民の宇都宮市街地、JR宇都宮駅、東武宇都宮駅等への通勤・通学・買物のための重要な足となっているため。 宇都宮市民が県立富屋特別支援学校や沿線私立大学等への通学、栃木医療センター、宇都宮第一病院等への通院のための重要な足となっているため。 宇都宮市民の日光市方面への通勤・通学のための重要な足となっているため。	0	ダイヤ改正などについて適時適切に情報の共有化が 図れている。 路線の見直しや運行本数などについて適宜協議を行っ ている。
3	関東自動車㈱	宇都宮駅~船生	有・無	篠井地区住民の宇都宮市街地、JR宇都宮駅、東武宇都宮駅等への通勤・通学・買物のための重要な足となっているため。 宇都宮市民の県立富屋特別支援学校や沿線私立大学等への通学、栃木医療センター、宇都宮第一病院等への通院のための重要な足となっているため。 宇都宮市民の塩谷町方面への通動・通学のための重要な足となっているため。	0	ダイヤ改正などについて適時適切に情報の共有化が 図れている。 路線の見直しや運行本数などについて適宜協議を行っ ている。
4	関東自動車㈱	宇都宮駅~荒針~鹿沼営業所	有・無	城山地区住民の宇都宮市街地、JR駅宇都宮、東武宇都宮駅等への通勤・通学・買物のための重要な足となっているため。 宇都宮市民のニューサンピア(福祉施設)、県立鹿沼東高校等への移動のための重要な足となっているため。	0	ダイヤ改正などについて適時適切に情報の共有化が 図れている。 路線の見直しや運行本数などについて適宜協議を行っ ている。
5	関東自動車㈱	宇都宮駅〜運転免許センター〜楡木車庫	有・無	姿川地区住民の宇都宮市街地、JR宇都宮駅、東武宇都宮駅等への通勤・通学・買物のための重要な足となっているため。 宇都宮市民の運転免許センターへの重要な足となっているため。	0	ダイヤ改正などについて適時適切に情報の共有化が 図れている。 路線の見直しや運行本数などについて適宜協議を行っ ている。
6	関東自動車㈱	宇都宮駅~石橋駅	有・無	雀宮地域住民の宇都宮市街地、JR宇都宮駅、東武宇都駅等への通勤・通学・買物のための重要な足となっているため。 宇都宮市民の二次中核病院であるJCHO宇都宮病院への通院のための重要な足となっているため。	0	ダイヤ改正などについて適時適切に情報の共有化が 図れている。 路線の見直しや運行本数などについて適宜協議を行っ ている。
7	関東自動車㈱	駒生営業所~玉生車庫	有・無	上河内地域・河内地域住民の宇都宮市街地、JR宇都宮駅、東武宇都駅等への通動・通学・買物のための重要な足となっているため。 宇都宮市民の県立宇都宮北高校、宇都宮市立田原小学校等への通学のための重要な足となっているため。	0	ダイヤ改正などについて適時適切に情報の共有化が 図れている。 路線の見直しや運行本数などについて適宜協議を行っている。
8	関東自動車㈱	駒生営業所~田原~今里	有・無	上河内地域・河内地域住民の宇都宮市街地、JR宇都宮駅、東武宇都駅等への通勤・通学・買物のための重要な足となっているため。 宇都宮市民の県立宇都宮北高校、宇都宮市立田原小学校等への通学のための重要な足となっているため。	0	ダイヤ改正などについて適時適切に情報の共有化が 図れている。 路線の見直しや運行本数などについて適宜協議を行っている。
9	関東自動車㈱	駒生営業所〜田原〜グリーンタウン	有・無	河内地域住民(特にグリーンタウン団地住民)の宇都宮市 街地、JR宇都宮駅、東武宇都駅等への通勤・通学・買物 のための重要な足となっているため。 宇都宮市民の県立宇都宮北高校、宇都宮市立田原小学 校等への通学のための重要な足となっているため。	0	ダイヤ改正などについて適時適切に情報の共有化が 図れている。 路線の見直しや運行本数などについて適宜協議を行っている。
10	関東自動車㈱	駒生営業所~屋板~上三川車庫	有・無	横川地区住民の宇都宮市街地、JR宇都宮駅、東武宇都宮駅等への通勤・通学・買物のための重要な足となっているため。 宇都宮市民の県立宇都宮南高校等への通学のための重要な足となっているため。	0	ダイヤ改正などについて適時適切に情報の共有化が 図れている。 路線の見直しや運行本数などについて適宜協議を行っ ている。
11	関東自動車㈱	駒生営業所~本郷台西汗	有・無	横川地区・瑞穂野地区住民(特に瑞穂野団地住民)の宇都宮市街地、JR宇都宮駅、東武宇都宮駅等への通勤・通学・資物のための重要な足となっているため。 宇都宮市民の県立宇都宮東高校等への通学のための重要な足となっているため。	0	ダイヤ改正などについて適時適切に情報の共有化が 図れている。 路線の見直しや運行本数などについて適宜協議を行っ ている。
12	関東自動車㈱	西原車庫~ベルモール~真岡営業所	有・無	西原地区住民の宇都宮市街地、JR宇都宮駅、東武宇都駅等への通勤・通学・買物のための重要な足となっているため。 宇都宮市民の大型商業施設への買物等のための重要な足となっているため。 宇都宮市民の県立真岡北陵高校、県立真岡高校、県立真岡女子高校への通学のための重要な足となっているため。	0	ダイヤ改正などについて適時適切に情報の共有化が 図れている。 路線の見直しや運行本数などについて適宜協議を行っ ている。
				1.7		I.

				当該系統の必要性の有無	乗合バス	ス事業者との協力関係に基づき運行されると認められるか
No.	事業者名	運行系統名		その理由 (公共公益機関とのアクセス、想定される利用者など 具体的に記載すること)	(Oか×)	その理由 (具体的に記載すること)
13	関東自動車㈱	宇都宮東武~橋場~真岡営業所	有・無	清原地区住民の宇都宮市街地、JR宇都宮駅、東武宇都宮駅等への通勤・通学・買物のための重要な足となっているため。 宇都宮市民の県立真岡高校、県立真岡女子高校への通学のための重要な足となっているため。	0	ダイヤ改正などについて適時適切に情報の共有化が 図れている。 路線の見直しや運行本数などについて適宜協議を行っ ている。
14	関東自動車㈱	宇都宮東武~益子駅	有・無	清原地区住民の宇都宮市街地、JR宇都宮駅、東武宇都宮駅等への通勤・通学・買物のための重要な足となっているため。 宇都宮市民の益子町への移動のための重要な足となっているため。	0	ダイヤ改正などについて適時適切に情報の共有化が 図れている。 路線の見直しや運行本数などについて適宜協議を行っ ている。
15	関東自動車㈱	宇都宮東武~ベルモール~益子駅	有・無	清原地区住民の宇都宮市街地、JR宇都宮駅、東武宇都宮駅等への通勤・通学・買物のための重要な足となっているため。 宇都宮市民の益子町への移動のための重要な足となっているため。	0	ダイヤ改正などについて適時適切に情報の共有化が 図れている。 路線の見直しや運行本数などについて適宜協議を行っ ている。
16	関東自動車㈱	宇都宮駅東口~上野団地~岡本駅西口	有・無	御幸ヶ原地区住民の宇都宮市街地、JR宇都宮駅等への 通学・通勤・買物のための重要な足となっているため。 御幸ヶ原地区住民の岡本駅への移動のための重要な足 となっているため。	0	ダイヤ改正などについて適時適切に情報の共有化が 図れている。 路線の見直しや運行本数などについて適宜協議を行っ ている。
17	関東自動車㈱	宇都宮駅~篠井ニュータウン~日光東照宮	有・無	篠井地区住民(特に篠井ニュータウン住民)の宇都宮市街地、JR宇都宮駅、東武宇都宮駅等への通勤・通学・買物のための重要な足となっているため。 宇都宮市民が県立富屋特別支援学校や総線私立大学等への通学、栃木医療センター、宇都宮第一病院等への通際のための重要な足となっているため。 宇都宮市民の日光市方面への通勤・通学のための重要な足となっているため。	0	ダイヤ改正などについて適時適切に情報の共有化が 図れている。 路線の見直しや運行本数などについて適宜協議を行っ ている。
18	関東自動車㈱	宇都宮駅~篠井ニュータウン~JR日光駅	有・無	機井地区住民(特に篠井ニュータウン住民)の宇都宮市街地、JR宇都宮駅、東武宇都宮駅等への通勤・通学・買物のための重要な足となっているため。 宇都宮市民が県立富屋特別支援学校や沿線私立大学等への通学、栃木医療センター、宇都宮第一病院等への通防のための重要な足となっているため。 宇都宮市民の日光市方面への通勤・通学のための重要な足となっているため。	0	ダイヤ改正などについて適時適切に情報の共有化が 図れている。 路線の見直しや運行本数などについて適宜協議を行っ ている。
19	関東自動車㈱	宇都宮駅~JR日光駅	有・無	篠井地区住民の宇都宮市街地、JR宇都宮駅、東武宇都宮駅等への通勤・通学・買物のための重要な足となっているため。 宇都宮市民が県立富屋特別支援学校や沿線私立大学等への通学、栃木医療センター、宇都宮第一病院等への通院のための重要な足となっているため。 宇都宮市民の日光市方面への通勤・通学のための重要な足となっているため。	0	ダイヤ改正などについて適時適切に情報の共有化が 図れている。 路線の見直しや運行本数などについて適宜協議を行っ ている。
20	関東自動車㈱	宇都宮駅~篠井ニュータウン~今市車庫	有・無	篠井地区住民(特に篠井ニュータウン住民)の宇都宮市街地、JR宇都宮駅、東武宇都宮駅等への通勤・通学・買物のための重要な足となっているため。 宇都宮市民が県立富屋特別支援学校や沿線私立大学等への通学、栃木医療センター、宇都宮第一病院等への通院のための重要な足となっているため。 宇都宮市民の日光市方面への通動・通学のための重要な足となっているため。	0	ダイヤ改正などについて適時適切に情報の共有化が 図れている。 路線の見直しや運行本数などについて適宜協議を行っ ている。
21	関東自動車㈱	駒生営業所〜健康の森〜上三川車庫	有・無	横川地区住民の宇都宮市街地、JR宇都宮駅、東武宇都宮駅等への通勤・通学・買物のための重要な足となっているため。 宇都宮市民の県立宇都宮南高校等への通学のための重要な足となっているため。	0	ダイヤ改正などについて適時適切に情報の共有化が 図れている。 路線の見直しや運行本数などについて適宜協議を行っ ている。

市町名 鹿沼市

			当該系統の必要性の有無	乗合バス	乗合バス事業者との協力関係に基づき運行されると認められるか
No.	事業者名 運行系統名		その理由 (公共公益機関とのアクセス、想定される利用者など 具体的に記載すること)	(Oか×)	その理由(具体的に記載すること)
-	関東白動車(株) 宇都宮駅~免許センター~楡木車庫	● ●	南押原地区、北犬飼地区の住民らの宇都宮市方面 への通勤、通学のための重要な足となっているほ か、運転免許センター利用者のために不可欠な路 線であるため。	0	ダイヤ改正など適時適切に情報の共有化が図れている。地域公共交通会議等において効率的・効果的な運行について協議を行っている。
7	関東自動車㈱ 宇都宮駅~荒針~鹿沼営業所	(香) ・	横沢地区等の住民らの宇都宮市方面への通勤、通 学のための重要な足となっているため。	0	ダイヤ改正など適時適切に情報の共有化が図れている。地域公共交通会議等において効率的・効果的な運行について協議を行っている。

市町名 日光市

44				当該系統の必要性の有無	乗合バス	乗合バス事業者との協力関係に基づき運行されると認められるか
4 ²	. 事業者名	運行系統名		その理由 (公共公益機関とのアクセス、想定される利用者など ((具体的に記載すること)	(Oか×)	その理由 (具体的に記載すること)
-	関東自動車	JR宇都宮駅~日光東照	(有)·無	沿線には病院、学生の通学の 学生の通学の 観光地日光への	0	ダイヤ改正時や運行状況など適時適切に情報の共有 化が図れている。 地域公共交通会議等において効率的・効果的な運行 について協議を行っている。
2	関東自動車	JR宇都宮駅~今市車庫	(事) (事)	沿線には病院や小学校があり、高齢者の通院や小学生の通学の重要な移動手段となっているため。	0	ダイヤ改正時や運行状況など適時適切に情報の共有 化が図れている。 地域公共交通会議等において効率的・効果的な運行 について協議を行っている。
8	関東自動車	JR宇都宮駅~船生車庫	€、無		0	ダイヤ改正時や運行状況など適時適切に情報の共有 化が図れている。 地域公共交通会議等において効率的・効果的な運行 について協議を行っている。
4	日光交通	鬼怒川公園駅~イオン	(事) (無)	沿線には病院や小学校があり、高齢者の通院や小学生の通学の重要な移動手段となっており、また、商業施設へ乗り入れることで買い物等の移動手段となるため。	0	ダイヤ改正時や運行状況など適時適切に情報の共有 化が図れている。 地域公共交通会議等において効率的・効果的な運行 について協議を行っている。

市町名 真岡市

				当該系統の必要性の有無	乗合バス	乗合バス事業者との協力関係に基づき運行されると認められるか
No.	事業者名	運行系統名		その理由 (公共公益機関とのアクセス、想定される利用者など 具体的に記載すること)	(× ゆO)	その理由(具体的に記載すること)
-	関東自動車㈱	西原車庫~ベルモール ~真岡営業所	(有)・無	真岡市中心市街地から宇都宮市中心部へアクセスしており、通勤や買い物のほか、真岡北陵高、真岡工業高への通学のための重要な交通手段になっているため。 ●R1実績:1日平均約520人利用	0	地域公共交通活性化協議会において、市内の他の公 共交通と効率的に連携して運行できるよう協議を行って いる。
2	関東自動車㈱	字都宮東武~橋場~真 岡営業所	●・無	真岡市中心市街地から宇都宮市中心部へアクセスしており、清原工業団地への通勤、真岡女子高への通学、その他通勤や買い物のための重要な交通手段となっているため。 ●R1実績:1日平均約220人利用	0	また、地域の交通課題について、随時、交通事業者、関係機関、沿線住民と協議を行っている。

市町名 大田原市

_				当該系統の必要性の有無	乗合バス	乗合バス事業者との協力関係に基づき運行されると認められるか
Š.	事業者名	運行系統名		その理由 (公共公益機関とのアクセス、想定される利用者など (((× \(\psi\)O)	その理由 (具体的に記載すること)
-	関東自動車㈱	西那~	角・無	JRを利用して市外に通勤する会社員や、通学する 高校生徒の重要な交通手段であるため。 また、那珂川町方面より里辺高校に涌学する牛徒	0	ダイヤ改正など適時適切に情報の共有化が図れている。 あ。 地域公共交通会議等において効率的・効果的な運行
		~馬頭車庫		の重要な交通手段である。		こうにおいては、これには、これには、これには、これには、これには、これには、これには、これに
			(ダイヤ改正など適時適切に情報の共有化が図れてい z
7	関東自動車㈱	~福祉大 ~五峰の湯	(中) (本)	国際医療福祉大学に通学する生徒・学生の重要な文通手段であるため。	0	る。 地域公共交通会議等において効率的・効果的な運行 「ついケ位蓋を行っている」
		_				ダイヤ改正など適時適切に情報の共有化が図れている。
က	関東自動車㈱	~福祉大 ~五峰の湯	他	生徒・学生の重要な	0	。。 地域公共交通会議等において効率的・効果的な運行について協議を行っている。

市町名 那須塩原市

				当該系統の必要性の有無	乗合バス	乗合バス事業者との協力関係に基づき運行されると認められるか
S S	3. 事業者名	運行系統名	どちらかに〇	その理由 (公共公益機関とのアクセス、想定される利用者など 具体的に記載すること)	(× ゆO)	その理由 (具体的に記載すること)
	関東自動車 (株	西那須野・馬頭車庫線(# #	西那須野駅からの通学・通勤及び大田原市、那珂 川町の住民の交通手段として必要路線となっている ため	0	西那須野駅でのダイヤ改正の情報を共有化し、接続について調整を図っている。
2	男東自動車 (株	西那須野・五峰の湯線(₩ ·	西那須野駅からの通学・通勤と共に黒羽地区の住民に必要な生活路線となっているため	0	西那須野駅でのダイヤ改正の情報を共有化し、接続について調整を図っている。
<u> </u>	関東自動車 (株	那須塩原駅·那須湯本 温泉線	# ·	那須街道沿線住民の通学・通勤、黒磯地区の病院等への通院、買物、観光振興にとって重要な交通手段となっているため	0	黒磯駅・那須塩原駅でのダイヤ改正の情報を共有化し、接続について調整を図っている。
4	ジェイアールバス関東㈱	塩原本線	争	西那須野駅から塩原地区を直接結ぶ唯一の公共交通機関であり、塩原地区の高校生の通学や高齢者の通院や買い物等に重要な路線となっているため	0	地域バス「ゆーバス」との接続や西那須野駅での他の乗合バスとの接続においてダイヤ改正の情報を共有化している。また、令和2年10月1日からゆーバス路線への乗り入れを開始した事で、運行の効率化を図っている。

市町名

エンノイ

乗合バス事業者との協力関係に基づき運行されると認められるか	その理由 (具体的に記載すること)	利用促進策として、デマンド交通から本線に乗り継ぐ場合に利用できる乗継券を発行している。また、さくら市広報紙等に利用促進のための記事を掲載している。
乗合/	(×ゆO)	0
当該系統の必要性の有無	その理由 (公共公益機関とのアクセス、想定される利用者など 具体的に記載すること)	喜連川地区の住民が氏家地区のJR氏家駅、総合病院、大規模店舗等に移動するための重要な手段になっているため。 JR氏家駅で下車した観光客が喜連川地区の温泉等に移動するための重要な手段にないを
		# •
		(H)
	運行系統名	氏家駅~喜連川·馬頭 高校~馬頭車庫
	事業者名	関東自動車 ㈱
	No.	-

市町名:那須烏山市

			当該条	系統の必要性の有無	乗合バス	乗合バス事業者との協力関係に基づき運行されると認められるか
業者名	運行系統名		(公共公益特	その理由 機関とのアクセス、想定される利用者など 具体的に記載すること)	(× ゆO)	その理由 (具体的に記載すること)
動車(株)	JR氏家駅~喜連川~馬頭車庫	(事)	主に川井地区、 無 通学のために	区、志鳥地区の住民が通院、買い物、 に黒須病院及び氏家駅へ移動するため 段となっているため。	0	市内唯一の地域間幹線系統としてダイヤ改正等適宜 情報の共有化が図られているため。

市町名 下野市

乗合バス事業者との協力関係に基づき運行されると認められるか	その 理由 (Oか×) (具体的に記載すること)	ダイヤ改正など適時適切に情報の共有化が図れている。 〇 下野市地域公共交通会議等において効率的・効果的な運行について協議を行っている。
#		UmU
当該系統の必要性の有無	その理由 (公共公益機関とのアクセス、想定される利用者など 具体的に記載すること)	(有)・無 下野市での通勤、通学、通院、買物等のための重要な移動手段となっているため
	運行系統名)宇都宮駅・石橋駅
	事業者名	関東自動車㈱
	No.	47-

市町名 上三川町

				無	乗合バス	乗合バス事業者との協力関係に基づき運行されると認められるか
S _O	0. 事業者名	運行系統名		その理由 のアクセス、想定される利用者など	(× ゆO)	その理由 (具体的に記載すること)
				具体的に記載すること) 上二二甲 日 が 中 地 付 本 地 中 工 二 中 日 が 中 地 ウ 土 年 地 ウ 土 年 地 ウ 土 に か コ ウ ト 和		二年,1995年,199
-	関東自動車㈱	 株 駒生営業所・屋板・上三川車庫	(# :	三川叫 507、千里駅・東武宇都京	О	エニバツでダムスメダムは「いか職会の女員へのり、 定期的に乗合バス事業者と協議し、情報の共有化を
	- ! !			等するための重要)	図っている。
			(「民が宇者		上三川町地域公共交通活性化協議会の委員であり、
7	関東自動車	(株) 駒生営業所・本郷台西汗	(有)・無	無 宮駅・東武宇都宮駅へ乗り継ぎ、または通勤、通学	0	定期的に乗合バス事業者と協議し、情報の共有化を
)	するための重要		図っている。
			(上三川町民が宇都宮市街地への買い物、JR宇都		上三川町地域公共交通活性化協議会の委員であり、
က	関東自動車	株 駒生営業所・健康の森・上三川車庫	(有)・無	無 宮駅・東武宇都宮駅へ乗り継ぎ、または通勤、通学	0	定期的に乗合バス事業者と協議し、情報の共有化を
)	するための重		図っている。

市町名 猫子町

と 24年	巡	巡	巡	半	乗合バス	乗合バス事業者との協力関係に基づき運行されると認められるか
No. 事業者名	行系統名	5)	<u> </u>	その理由 公共公益機関とのアクセス、想定される利用者など (具体的に記載すること)	(×ゆO)	その理由 (具体的に記載すること)
操士	い か か これ ニュー・エー・エー・エー・エー・エー・エー・エー・エー・エー・エー・エー・エー・エー	中都	一种	言へ向かき		ダイヤ改正など適時適切に情報の共有化が図れている。
関果目町車 干部呂果氏~橋場~益十 (角)・ 無 (、まだ)	都宮果氏~徳陽~位十(有)・ 無(、、ま) 統を望)・ 業 (C、よ) 続を望	う、おうのでは、一部のでは、	こ、老人クフノや氏生安貝がもらハ人連行継 まれている。)	地域公共交通会議等において効率的・効果的な運行 こついて協議を行っている。
くる場合	档	档	档	亱	•	ダイヤ改正など適時適切に情報の共有化が図れてい 2
関東自動車 宇都宮東武~ベルモール~ 4 (有)・ 無 「て、また + + + -	都宮東武~ベルモール~並(有)・ 無 (て、ま) **+ **	(() 無 () まままままままままままままままままままままままままままま	は、は、まれば、まれば、まれば、まれば、まれば、まれば、まれば、まれば、まれば、まれば	た、老人クラブや民生委員かもらバス運行継 ナルデンプ	0	る。 地域公共交通会議等において効率的・効果的な運行
:H	Ж	Ж	Ж	۲۲ ر ۲۰۰۵ »		について協議を行っている。

市町名 市貝町

				当該系統の必要性の有無	乗合バス	乗合バス事業者との協力関係に基づき運行されると認められるか
No.	事業者名	運行系統名		その理由 (公共公益機関とのアクセス、想定される利用者など 具体的に記載すること)	(×₩O)	その理由(具体的に記載すること)
-	ジェイアール バス関東(株)	作新学院前~茂木	(有) 無	主に町内北・中部地区の住民にとって、重要な移動手段となっているため。(通勤、通学及び通院等)	0	市貝町地域公共交通会議の委員になっており、会議 において効率的・効果的な運営について協議を行って いるほか、ダイヤ改正など適時適切に情報の共有化 が図られている。 また、会議の他にも町の公共交通のあり方等に関する ヒアリングにも積極的に応じ、意見交換を行うなど協力 関係に基づいた運行がなされている。
2	関東自動車(枸	関東自動車(胡宇都宮東武~益子	(事) (事)	主に町内南部地区の住民にとって、重要な移動手段となっているため。(通勤、通学及び通院等)	0	市貝町地域公共交通会議の委員になっており、会議 において効率的・効果的な運営について協議を行って いるほか、ダイヤ改正など適時適切に情報の共有化 が図られている。 また、会議の他にも町の公共交通のあり方等に関する ヒアリングにも積極的に応じ、意見交換を行うなど協力 関係に基づいた運行がなされている。

市町名 芳賀町

				当該系統の必要性の有無	乗合バス	乗合バス事業者との協力関係に基づき運行されると認められるか	_
<u>9</u>	事業者名	運行系統名		その理由(公共公益機関とのアクセス、想定される利用者など)具体的に記載すること)	(O\$xx)	その理由 (具体的に記載すること)	
-	関東自動車㈱	宇都宮東武~橋場~ 真岡営業所	(有)・無	芳賀町の南部を通る重要な交通機関であり、JR宇都宮駅へのアクセス、宇都宮市・真岡市方面への通院及び通学のための交通手段となっている。	0	随時バス事業者と情報の共有化が図られている。路 線の見直し等に適宜協議を行っている。	
2	関東自動車㈱	宇都宮東武~橋場~ 益子駅前	通・無	芳賀町の南部を通る重要な交通機関であり、JR宇都宮駅へのアクセス、宇都宮市・益子町方面への通院及び通学のための交通手段となっている。	0	随時バス事業者と情報の共有化が図られている。路 線の見直し等に適宜協議を行っている。	
3	関東自動車㈱	宇都宮東武~ベルモー ル~益子駅前	通・無	芳賀町の南部を通る重要な交通機関であり、JR宇都宮駅へのアクセス、宇都宮市・益子町方面への通院及び通学のための交通手段となっている。	0	随時バス事業者と情報の共有化が図られている。路 線の見直し等に適宜協議を行っている。	

市町名 塩谷町

<u> </u>				当該系統の必要性の有無	乗合バス	乗合バス事業者との協力関係に基づき運行されると認められるか
훈 49 -	事業者名	運行系統名		その理由 (公共公益機関とのアクセス、想定される利用者など 具体的に記載すること)	(× ゆO)	その理由 (具体的に記載すること)
<u>'</u>	1 関東自動車㈱ 宇都宮駅・船生	·船生		船生地区の住民が宇都宮方面に通勤、通学、通院する他、買い物の移動手段として重要な足となっている(1日当たり約15名)。 場谷町公共交通網形成計画に基づき、利用促進事業や他交通機関からのアクセスを検討する事業を実施予定。	0	ダイヤ改正など適時適切に情報の共有化が図れている。 にる。 定期的に資料提供や情報交換の場を設定し、町民 により利用しやすい運行ができるよう取り組んでいる。
.,,	2 関東自動車㈱駒生営業[·所·玉生車庫	争	玉生・大宮地区の住民が宇都宮方面に通勤、通 学、通院する他、買い物の移動手段として重要な 足となっている(1日当たり約30名)。 無 塩谷町公共交通網形成計画に基づき、利用促進事業や他交通機関からのアクセスを検討する事業を 実施予定。	0	ダイヤ改正など適時適切に情報の共有化が図れている。 にる。 定期的に資料提供や情報交換の場を設定し、町民 により利用しやすい運行ができるよう取り組んでいる。

市町名 那須町

				単	乗合バス	乗合バス事業者との協力関係に基づき運行されると認められるか
事業者名	運行系統名			引定される利用者など ること)	(ンか×)	その理由(具体的に記載すること)
				那須湯本・高原地区の住民にとっては、通勤、通		ダイヤ改正など適時適切に情報の共有化が図れてい
関東自動車	那須塩原駅~那須湯本	_	# (#	学および通院に欠		2°
(株)	追泉	り	_	ても、町内の)	地域公共交通会議等において効率的・効果的な運行
				手段となっているため。		について協議を行っている。

市町名 那珂川町

				当該系統の必要性の有無	乗合バス	乗合バス事業者との協力関係に基づき運行されると認められるか
	事業者名	運行系統名		その理由 (公共公益機関とのアクセス、想定される利用者など 具体的に記載すること)	(× 40)	その理由(具体的に記載すること)
<u></u> ■ 50 –	関東白動車(株)	氏家馬頭線	· ·	那珂川町とさくら市を結ぶ路線で、両市町間及び当町から氏家駅を経由した宇都宮市方面への通勤・無 通学等で頻繁に利用されている。また、町内外から馬頭高校へ通学する生徒の重要な足ともなっているため。	0	事業者とは、ダイヤ改正時等に情報の共有を行うなど運行に関する連携が取れている。
2 闊達	関東自動車(株)	西那須野馬頭線	争 ·	大田原市・那須塩原市方面への重要な交通手段であり、両市町への高校通学や、通勤等で頻繁に利用きれている。また、町内外から馬頭高校へ通学する生徒の重要な足ともなっているため。	0	事業者とは、ダイヤ改正時等に情報の共有を行うなど運行に関する連携が取れている。